

決算審査特別委員会

平成17年9月14日

午前9時00分 開会

於 斑鳩町第一会議室

議 長

中 西 和 夫

委 員 長

浦 野 圭 司

副 委 員 長

飯 高 昭 二

出 席 委 員

嶋 田 善 行

松 田 正 行

坂 口 徹

里 川 宜志子

中 川 靖 広

理 事 者 出 席

町 長 小 城 利 重 助 役 芳 村 是

収 入 役 中 野 秀 樹 教 育 長 栗 本 裕 美

総 務 部 長 植 村 哲 男 総 務 課 長 西 本 喜 一

総 務 課 参 事 吉 田 昌 敬 企 画 財 政 課 長 藤 原 伸 宏

企 画 財 政 課 参 事 野 口 英 治 税 務 課 長 植 嶋 滋 継

住 民 生 活 部 長 兼 住 民 課 長 中 井 克 己 福 祉 課 長 西 川 肇

健 康 推 進 課 長 清 水 孝 悦 環 境 対 策 課 長 清 水 建 也

都 市 建 設 部 長 藤 本 宗 司 建 設 課 長 堤 和 雄

観 光 産 業 課 長 今 西 弘 至 都 市 整 備 課 長 藤 川 岳 志

都 市 整 備 課 参 事 西 田 哲 也 教 委 総 務 課 長 野 崎 一 也

生 涯 学 習 課 長 阪 野 輝 男 上 下 水 道 部 長 池 田 善 紀

下 水 道 課 長 谷 口 裕 司 監 査 委 員 書 記 佐 藤 滋 生

議 会 事 務 局 職 員

議 会 事 務 局 長 浦 口 隆 係 長 猪 川 恭 弘

(午前9時00分 開会)

○浦野委員長 おはようございます。ただいまから再開し、直ちに本日の会議を開きます。

昨日の答弁の中で修正があるとのことですので、お聞きします。

今西観光産業課長。

○今西観光産業課長 昨日の質問に対する答弁の中で、斑鳩町観光商業まちづくり構想の作成の部数を1,000部と答えさせていただきましたが、150部の誤りでございました。

まことに申しわけございません。ここに訂正とお詫びを申し上げます。

○浦野委員長 それでは、第9款 教育費について説明を求めます。

栗本教育長。

○栗本教育長 おはようございます。

教育費について説明させていただきます。

教育費の施策の成果は220ページから264ページまででございます。

第9款 教育費全体でございますが、予算現額10億3,522万6,000円に対しまして、決算額は10億51万6,260円で、執行率は96.6%となっております。この執行額は、前年度と比較いたしますと1億7,906万9,410円の減額となっておりますが、その主な原因といたしまして、史跡中宮寺跡史跡用地の公有化事業におけます取得面積の減によるものでございます。

それでは、220ページをご覧いただきたいと思えます。

まず、第1項 教育総務費 第1目 教育委員会費でございますが、予算現額195万8,000円に対しまして決算額は183万3,100円で、執行率は93.6%となっております。この経費は教育委員会の運営に係るものでございまして、活動状況といたしましては、時代の変化に適切に対応しながら、町民の期待に応えることができますように教育行政の一層の活性化を図るため、委員会を毎月1回定期的に開催いたしております。また、市町村教育委員を対象といたしました各種研修にも参加いたしますとともに、町独自の委員研修として、愛知県・田原市立東部中学校へ、公立図書館とのネットワークの取り組みについて研修をしたところでございます。

続きまして、221ページでございます。

第2目 事務局費でございますが、予算現額8,836万9,000円に対しまして、決算額は8,538万3,775円で、執行率は96.6%となっております。

学校教育活動を円滑に行いますために、また、障害児教育の充実や教科補充を図りますために、小学校に3名、中学校に4名の町費講師を配置いたしまして、町教育行政の充実に努めたところでございます。

次に、学校教育指導主事の設置についてでございますが、学校教育に係ります生徒指導等専門的な教育指導が求められていることから、学校教育指導主事を配置いたしまして、学校教育の充実向上に努めたところでございます。

また、心身障害児童・生徒就学指導委員会を3回、また、各児童の状況調査等を行いますために小委員会を9回開催いたしました。心身障害児童・生徒の適正な就学を推進するために開催したものでございます。

次に、子どもの体験学習の一環といたしまして、協議会のご協力を得ながら、子ども模擬議会を開催いたしました。質問の概要といたしましては、例えば、議員自ら交通量調査を実施した結果に基づいて、通学路にカーブミラーを設置してほしいと要望するなど、道路や公園の整備あるいは環境問題までさまざまな角度から、自分たちの意見を20名の議員から発表されました。

続きまして、222ページでございます。

夜間中学校の運営でございますが、教育機会の提供といたしまして、諸般の事情によりまして中学校を卒業していない方で、向学心が旺盛で、夜間中学に就学を希望する方に、その就学に要する経費の負担を行いました。平成16年度は斑鳩町から春日中学校に1名の方が就学されているところでございます。

また、正確な発音ができないなど言語能力の向上を図ることが必要な子どもたちに対しまして、専門的な指導を行う「ことばの教室」に小学生8名が通級いたしているところでございます。

次に、外国人英語指導助手の配置でございますが、学校教育や社会教育の場におきまして、英語や異文化に対する興味、関心を高めるため、外国人英語指導助手を配置いたしまして、国際理解教育の一環として、両中学校において生徒の英語によるコミュニケーション能力の育成に努めました。また、毎週木曜日には、公民館の英会話教室や幼稚園、小学校にも派遣いたしまして、町民の英語によるコミュニケーション能力の育成を図るとともに、外国の生活やゲームを通して、小さいころから異文化に親しみ、関心を高める国際理解教育の推進に努めたところでございます。

小学校や幼稚園においても、英語に触れ合うことの楽しさを感じ、英語に対する興味

を示し始めているところでございます。

次に、学校いきいきプランの実施でございますが、これは、奈良県におけます雇用促進の一環事業として実施されたものでございまして、斑鳩小学校及び斑鳩南中学校にそれぞれ指導員1名を雇用いたしまして、障害児学級担任教諭の助手や、あるいは生徒指導の支援、さらに総合的な学習の支援などを行っているところでございます。

また、小・中一環教育の取り組みについてでございますが、小・中一環教育の調査・研究の成果を踏まえまして、平成17年度から、生き方の学習、英会話学習、交流学习等を小・中連携しながら実施いたしました。小学校、中学校の9年間を通して、子どもたちに郷土を愛する心をはぐくみ、国際化の進む社会を主体的に生きるために必要な自己の確立とコミュニケーション能力を育成するための教育の充実に取り組むこととし、現在その取り組みを進めているところでございます。

また、斑鳩の教育の発刊につきましては、斑鳩町の学校教育、社会教育の現状について周知を図るため、斑鳩の教育を発刊したところでございます。

次に、224ページでございます。

第3目 私立学校振興費でございますが、予算現額1,244万6,000円に対しまして、決算額は1,238万9,400円で、執行率は99.5%となっております。私立幼稚園就園奨励事業につきましては、国の補助金制度によりまして、保護者の経済的負担を軽減し、幼児教育の充実に努めるものでございます。

また、本年度も、法隆寺幼稚園ほか3園に対しまして1,208万9,400円の支援を行ったところでございます。また、法隆寺幼稚園に対しましては、私立学校助成金として年額30万円の助成をし、幼児教育の充実と私学振興に努めたところでございます。

次に、225ページの第4目、スクールカウンセラー事業でございますが、予算現額22万2,000円に対しまして、決算額は21万3,100円で、執行率は95.9%となっております。

斑鳩町では、不登校の状況は、ほぼ横ばいの状況でございました。いじめや不登校、非行の問題や児童・生徒の心の問題に適切に対応するため、奈良県教育委員会より臨床心理士によりますスクールカウンセラーの派遣を受けました。週2回、斑鳩中学校で、スクールカウンセラーによる相談を実施しているところでございます。また、生徒が悩みを気軽に話せ、ストレスを和らげ、心のゆとりを持てるようにということで、心の教

室相談員を斑鳩南中学校に配置したところでございます。

続きまして、226ページからでございますが、第2項 小学校費でございます。

まず、第1目 学校管理費から説明させていただきます。

予算現額1億785万6,000円に対しまして、決算額は1億678万8,515円で、執行率は99.0%となっております。

小学校の維持管理におきましては、小学校施設の老朽化等に伴い、修理や改造を行い、児童が快適な環境で安心して教育を受けることができるよう努めたところでございます。

主な改修工事といたしまして、人にやさしい、安全で快適な教育環境づくりの一環として、放送設備の改修、ガス配管の改修工事を実施いたしました。

また、平成16年度から6ヵ年計画で、小学校の机と椅子を、新規格の机、椅子への更新をすることといたしました。その初年度分として、本年度は、6年生と障害児学級に276セットを更新したところでございます。

学校教育におきましては、安全で快適な環境づくりを行うとともに、教員の人格形成も含んだ資質の向上が重要なことであると考えております。このことから、教育職に必要とされます基礎的な素養はもちろん、実践的な指導力を身につけるため、各学校あるいは町教育委員会で研修を実施するとともに、各関係機関が実施いたします研修にも積極的に参加いたしているところでございます。

続きまして、228ページからでございますが、第2目 教育振興費でございます。

予算現額2,913万7,000円に対しまして、決算額は2,836万9,667円で、執行率は97.3%となっております。

この内容といたしまして、国際理解、情報処理、環境との共生、福祉への理解等、時代潮流に対応した教育の展開を図ったところでございます。

また、障害児教育を充実するために、児童の障害の種別により、それぞれの個性に応じた適切な指導を進める一方、児童全員がお互いの人権を正しく理解・認識し、より良い人間関係を育成し、ともに生きる力を育てるように努めたところでございます。保護者の経済的負担を軽減するための就学援助を実施するとともに、児童が自ら学び、自ら考える能力や社会に主体的に対応できる能力の育成を図りますために、総合的な学習の時間や特別活動の推進、文化活動、クラブ活動等に対しまして助成を行ったところでございます。

また、斑鳩小学校において、金剛流の能の指導を受けることにより、日本伝統文化の

学習を進めるとともに、児童の読書意欲を高め、調べ学習に役立てるため、学校図書の充実を図ったところでございます。

次に、232ページでございます。保健体育費でございます。

予算現額2,798万1,000円に対しまして、決算額は2,730万4,932円で、執行率は97.5%となっています。児童の疾病の早期発見のために検診を実施するなど、児童の健康維持に努めるとともに、児童の心身の健康増進及び管理に努めたところでございます。

また、学校給食の充実を図るために、安全で栄養バランスのとれた給食を実施するとともに、保護者の負担軽減を図るための助成を行っているところでございます。

233ページでございますが、中学校費でございます。

第1目の学校管理費でございますが、予算現額6,708万6,000円に対しまして、決算額は6,452万8,216円で、執行率は96.1%となっています。

小学校と同様、平成16年度から3ヵ年計画で、新規格机、椅子への更新を行い、平成16年度は、3年生と障害児学級に対しまして256セットの更新をしたところでございます。また、教師の資質向上を図りますために研修を実施し、実践的な教科指導の充実に努めたところでございます。

次に、235ページでございますが、第2目 教育振興費でございます。

予算現額3,229万3,000円に対しまして、決算額は3,107万8,346円で、執行率は96.2%となっています。

中学校におきましても、国際理解、情報処置、環境との共生、福祉への理解等、時代潮流に対応した教育を実施いたしました。

次に、236ページからでございますが、生徒が自ら学び、自ら考える能力や社会に主体的に対応できる能力の育成を図りますために、特別活動の推進や文化活動、クラブ活動等に対する助成を行いました。特にクラブ活動につきましては、生徒の健全な育成を図る上で重要な位置を占めております。その活動を通しまして人間関係を深めていくことで、ひいては青少年の健全育成にも大きな効果があるものと考えているところでございます。校外活動といたしましては、生徒に対しまして、自然や人との触れ合いなどの豊かな体験活動を通じまして、自然体験や社会体験の不足を補う機会づくりに宿泊訓練事業を実施いたしました。

続いて、238ページでございますが、小学校と同様、義務教育の円滑な実施を図り

ますために、経済的理由によりまして就学困難な生徒の保護者に対しまして就学援助を行ったところがございます。

次に、239ページ、第3目の保健体育費でございますが、予算現額1,474万1,000円に対しまして、決算額が1,431万4,080円で、執行率は97.1%となっております。中学校におきましても、生徒が常に健康な状態で学校生活を送れるように健康管理に努めるとともに、学校給食につきましても、小学校と同様、安全で栄養バランスのとれた給食を実施するとともに、保護者の負担軽減を図りますために給食補助を行ったところがございます。

次に、240ページでございますが、第4目の幼稚園費でございます。

まず、第1目の幼稚園費でございますが、予算現額1億4,168万7,000円に対しまして、決算額は1億4,022万6,519円で、執行率は98.9%となっております。

幼稚園教育では、幼稚園教育要領に基づきまして、遊びを中心とした生活を通じ、一人ひとりの個性に応じた総合的な指導を行い、人間形成の基礎となる豊かな心情や創造力、物事に自分から関わろうとする意欲を培うよう努めたところがございます。幼稚園の運営に当たりまして、園児一人当たり43万5,887円を要したところがございます。

続きまして、243ページをご覧いただきたいと思っております。

第5項 社会教育費でございます。

予算現額4億4,637万3,000円に対しまして、執行額は4億2,571万3,976円で、執行率は95.3%となっております。

まず、第1目 社会教育総務費では、予算現額4,693万8,000円に対しまして、執行額は4,575万6,934円で、執行率は97.4%となっております。

人権教育の推進についての取り組みでございますが、住民の皆さんに差別の現実に深く学び、部落問題をはじめ、あらゆる人権問題に対する正しい考え方への理解と認識を深めていただくために、人権問題地区別懇談会を実施いたしております。今年度は、主に法隆寺地区の33の自治体を対象に14会場で実施いたしました。186名の参加を得たところがございます。

また、一人ひとりがあらゆる人権問題を自分自身の課題として正しく理解・認識し、人権意識の高揚を図るために、人権教育セミナーを年6回開催いたしまして、人権につ

いて学習を行いました。延べ633名の参加を得たところでございます。

次に、245ページの平和展の開催についてでございます。

我が国は、戦後60年、世界諸国に類を見ない平和な年月を送ってまいりました。戦争を知らない世代に戦争の悲惨さを伝えるとともに、平和の大切さを知っていただく機会として、町立図書館におきまして、8月の1ヵ月間、戦争と平和に関する図書の展示を行い、平和の尊さ、戦争の悲惨さ等について考えていただく機会といたしたところでございます。

次に、家庭教育についてでございますが、家庭は社会の基礎単位でございます。すべての教育の原点であると言われております。また、地域社会は子どもの社会性を伸ばしていくべき役割を担っているとも言われております。核家族化の進む今日、この子育てについて学ぶ余裕のない親や、子育てに不安や悩みを持ちながら、だれとも相談や子育てについての学習の機会がない、孤立しがちな親同士が連帯意識を高め、子育てに自信を持ち、家庭教育の持つ社会的責任について認識をより深めていただくため、親が主体となった家庭教育学級を、親の参加しやすい各学校・園単位で開設し、年間を通じて延べ25回の学習会を開催いたしました。これらの活動を開催し、それらの支援を行いました。今後も、より一層の家庭教育の充実を図るため、親の意見を酌み上げ、ともに考え、関係機関との連携やパイプ役として努めて、家庭教育活動の支援をしてまいりたいと考えております。

また、家庭教育を、子を持つ保護者に限らず、地域とのかかわりが非常に大切なことから、地域の教育力の向上を目指しました地域家庭教育講座を3回開催いたしました。地域の人々にも家庭教育の重要性を認識していただいたところでございます。

次に、246ページでございますが、青少年教育についてでございます。

心豊かな人間の育成を図りますために、多様な体験活動の機会が少なくなってきた子どもたちに、集団で役割分担を積極的に行えるように、自主性や協調性あるいは社会性をはぐくむ場として、小学校5年生から6年生を対象といたしましたホリデー学園を開講し、49名の児童の参加を得る中で、野外活動センターを中心に、キャンプやガーデニング、ろう書、勾玉づくりといった体験学習を延べ11回実施いたしました。

次に、247ページ、第2目の公民館費でございます。

予算現額が7,145万8,000円に対しまして、執行額は6,948万1,044円で、執行率は97.2%となっております。

公民館の運営につきましては、住民の学習需要に総合的に応える中核的な役割を果たす施設として、住民の身近な学習交流活動の場として親しまれる運営を行うとともに、施設の維持管理に努めているところでございます。年間の利用回数は、3館合わせまして述べ7,593回、利用者人数は述べ10万8,836人となっております。その内訳でございますが、中央公民館では述べ4,808回、利用人数は、中央公民館で述べ7万9,551人でございます。東公民館では述べ1,690回の利用で、利用人数は1万7,912人でございます。西公民館では述べ1,095回、利用人数は述べ1万1,373人となっております。公民館事業では、生きがいつくりや知識・技術の習得を図るために、生涯学習の機会づくりの場として25の公民館教室を開催いたしました。430名の受講生がございました。また、教養講座には、生活・経済講座を初め3講座に90名の受講生がございました。また、公民館教室生の1年間の学習成果の発表の場として、3月11日から13日までの三日間、中央公民館におきまして公民館まつりを開催いたしまして、多数の参加者、見学者を得たところでございます。

次に、250ページでございます。

第3目 文化財費でございますが、予算現額176万7,000円に対しまして、執行額は154万2,739円で、執行率は87.3%となっております。

芸術文化の振興と芸術文化に接する機会と意識の向上を図ることを目的に、いかるがの里文化芸術祭をいかるがホールにおいて開催をいたしました。

憲法17条制定1400年記念シンポジウムを初め美術展覧会、文化財の遺物展示などのイベントを開催し、多数の参加や見学者を得たところでございます。

次に、251ページの第4目 文化財保存費でございますが、予算現額2億4,289万円に対しまして、執行額は2億2,754万6,641円で、執行率は93.6%となっております。

まず、文化財の保存・継承でございますが、その主な事業は発掘調査でございます。国庫補助によります町内遺跡発掘調査におきましては、学術調査といたしまして、史跡中宮寺跡の旧中宮寺池部分の遺構を確認することを目的とした調査を実施いたしました。その結果、飛鳥時代から中世までの瓦を中心とした遺物の出土のほか、寺に伴うと考えられる井戸跡などの遺構の残存状況が確認できました。そのほか、2件の個人住宅等緊急発掘調査を実施しておりますところでございます。

次に、公共事業に伴う発掘調査といたしまして、法隆寺門前広場事業に伴う法隆寺若

草伽藍跡の発掘調査を実施いたしました。その結果、斑鳩寺の塔または本堂にあったと推測されます焼けた壁画の破片や壁土を初め飛鳥時代の遺物が多量に出土し、全国的にも大いに注目をされたところでございます。その成果につきましては、現地説明会等を開催し、出土品の一般公開を行ったところでございます。

また、法隆寺地区周辺におきまして、下水道工事に伴う調査も実施させていただいています。

次に、252ページの文化財の啓発についてでございます。

先ほども説明させていただきましたが、いかるがの里文化芸術祭との一環として、文化財への理解と認識を深めていただくことを目的に、斑鳩考古としまして、町内遺跡出土遺物展を開催し、約500名の参加者を得ました。また、最終日には、町内の文化財めぐりも開催し、日ごろ見落としがちな文化財についての歴史散策を行い、認識を新たにしたところでございます。

続きまして、同じく252ページの、歴史的・文化財資源の保全・活用の史跡整備関係についてでございます。

まず、史跡藤ノ木古墳の整備についてでございます

今後の史跡整備の事業化に向けまして、史跡藤ノ木古墳整備検討委員会を2回開催し、整備事業のマスターとなります基本設計書策定に向け検討を行いました。また、宝積寺跡の解明を目的とした第6次の発掘調査を実施し、調査の結果、焼けた壁土や炭の破片のほか、多量の近世の瓦などが出土し、安政元年の焼失記事を裏づける資料として注目されたところでございます。

次に、253ページの、史跡中宮寺跡につきましては、史跡公園として整備を行うために、平成15年度に3ヵ年計画で史跡地の買収を実施しており、平成16年度では、6,985平方メートルを公有化したところでございます。

次に、254ページ、第5目 青少年野外活動センター管理運営費でございます。

予算現額143万2,000円に対しまして、執行額115万9,999円で、執行率は81.0%となっています。

主にセンター内の維持管理と指導員の配置を行い、7月1日から9月30日までの3ヵ月を利用期間内で、平成15年度の利用者約137人に対しまして、平成16年度におきましては、7団体260名の利用がございました。自然の中での体験学習に親しんでいただいたところでございます。

次に、255ページ、第6目の図書館管理運営費でございます。

予算現額8,188万8,000円に対しまして、執行額8,022万6,619円で、執行率は97.9%でございます。

図書館の利用者は、平成17年3月で、累計162万547人、年間約20万人の方に図書館を利用していただいております。図書館の業績評価の目安となります貸し出し冊数、登録者数、本の予約件数も全国の平均推移をかなり上回っているところでございます。

まず、図書館行事では、学齢前の子どもたちに行っています読み聞かせや、小学生に対しまして一日図書館員、工作教室、図書館で不用になった本を再利用していただくリユースボックスなどの催しを行い、多数の参加者を得ているところでございます。

また、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づく子どもの読書活動推進計画の策定に向け、学校の司書教諭及び地域の読書グループと調査・研究を行い、素案を作成したところでございます。

次に、図書館の蔵書は、3月末現在、12万3,831冊で、一般書が9万4,964冊、児童書が2万8,867冊となっております。なお、図書収集については、特に斑鳩町を中心とした地史類の収集に留意し、行っているところでございます。

次に、258ページの、第6項 保健体育費でございますが、予算現額6,507万7,000円に対しまして、執行額は6,237万2,634円で、執行率は95.8%となっております。

スポーツが生活に欠かせない文化として生活の中に根づき、だれもが生涯の各時期にわたって、いつでも、どこでもスポーツに親しむことができ、また、健康でゆとりある生活や生きがいのある心豊かな社会の形成を実現するために、住民ひとり1スポーツを目標に、日常的に身近に利用できるような施設の整備、あるいは充実や大会等の開催並びに各種プログラム等の提供など、スポーツの振興に努めたところでございます。

まず、第1目の保健体育総務費でございますが、予算現額2,757万8,000円に対しまして、執行額は2,612万8,011円で、執行率は94.7%でございます。

住民の生涯スポーツの振興を図るために、年間約30のスポーツ大会の開催及び各種目の普及・指導に努めている体育協会や競技団体等に対しまして支援を行ったところでございます。

次に、本年2月に実施いたしました三塔健康走ろう会並びにいかるがの里法隆寺マラソンでございますが、今回、初めて沖縄県よりご参加いただき、北は北海道から南は沖縄まで、全国各地から1,986名の参加を得て、各関係機関、ボランティアの協力のもと盛大に開催をいたしました。

今後も、引き続き、まちの一大スポーツイベントとして、大会運営の充実・発展を図ってまいりたいと考えています。

次に、学校体育施設開放事業でございますが、地域住民にとって最も身近に利用できるスポーツ施設、また、地域のスポーツ活動の拠点として、小学校3校の学校体育施設を土曜、日曜日及び平日の夜間に住民に開放し、年間を通じて登録スポーツクラブなど計1,602回の利用がございました。

今後も、住民の健康増進を図るために、施設の有効利用を図ってまいりたいと考えております。

次に、260ページでございます。第10目 町民体育大会費でございますが、予算現額128万3,000円に対しまして、執行額は124万1,552円で、執行率は96.7%となっています。

多くの住民が気軽にスポーツを親しみ、スポーツを通じて交流を深め、住民相互の連携を図り、地域の一体感や活力が醸成されることを目的に、4月25日に健民運動場で開催いたしました。町内各地より約4,000人の参加を得たところでございます。

次に、261ページ、第3目 健民運動場費でございます。

予算現額293万4,000円に対しまして、執行額は253万5,660円で、執行率は86.4%となっています。

健民運動場は、町民の屋外スポーツの中心的拠点として常に良好な状態で使用できるよう維持管理に努めてまいりました。年間の利用状況は、605回、2万785人の利用となっております。

次に、262ページの、第4目 町民プール運営費でございます。

予算現額715万8,000円に対しまして、執行額は693万113円で、執行率は96.8%となっています。

7月1日から8月31日までの2ヵ月間開催いたしまして、6,699人の町民の方々にご利用いただきました。なお、利用者の内訳でございますが、大人2,104人、小人が4,595名といった状況でございます。また、管理運営につきましては、安全

確保の徹底を行いますとともに、小さい子どもの安全を図るために、保護者同伴での来場を徹底するためのチラシなどを配布し、事故防止に努めたところでございます。

今後も安心して利用していただけるために、万全な体制で管理運営に努めてまいりたいと考えております。

263ページの、第5目 生涯スポーツ振興事業でございます。

予算現額62万6,000円に対しまして、執行額60万3,091円で、執行率は96.3%となっています。

高齢者軽スポーツ、これはグラウンドゴルフ等でございますが、子どもわんぱくスポーツ、また、幼児とその保護者を対象とした親子体操教室など、多様な世代等を対象とした6種目のスポーツ教室を開催いたしました。240名の参加がございました。スポーツを通して楽しく体を動かすことによりまして、体力の向上や精神的なストレスの発散など心身の両面にわたる健康の保持増進に努めたところでございます。

次に、264ページ、すこやか斑鳩スポーツセンター運営費でございます。

予算現額2,549万8,000円に対しまして、執行額2,493万4,207円で、執行率は97.7%となっています。

本町のスポーツ施設の拠点として、住民の健康づくり、体力づくり及びレクリエーションの場として、また、住民相互の交流の場として、アリーナ、武道場を初めとするスポーツ施設を10万8,350人の方々にご利用いただいたところでございます。

今後も適切な管理運営に努めますとともに、住民のニーズに応えるような情報等の提供に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、簡単でございますが、教育にかかわります説明とさせていただきます。

よろしく願いをいたします。

○浦野委員長 説明が終わりましたので、第9款 教育費について質疑をお受けいたします。

中川委員。

○中川委員 少し細かいことをお聞きしますので、わからなかったら後ほど結構ですけれど。東公民館と西公民館のコピー機に係る枚数と費用。これ、外部の人間が有料でコピーできるようなシステムがあるのかないのかということ。

○浦野委員長 阪野生涯学習課長。

○阪野生涯学習課長 東公民館のコピーの利用のことについてということでございます。

一応、東公民館、西公民館、中央公民館、それぞれコピー機を置いておまして、公民館の利用者、それから町内住民の方、どなたでも1枚10円ということでコピーはしていただいております。

それにかかります費用等につきましては、ちょっと今手元にございませんで、また後ほど費用について報告させていただきます。枚数もあわせまして、後ほど報告させていただきます。

○浦野委員長 中川委員。

○中川委員 それともう1点。

健民運動場の利用で、ある団体の高齢者の方が、昼間の利用について有料になるというわさを聞きましたが、そういうことはあるんですかと。ある団体が所属している、運営する予算が少ないので、そこに利用料取られると、私らはもうそのスポーツができませんと。できたらそういうことはないようにしてほしいという要望をお聞きしたんですが、そういうこと考えておられるのかないのか。

○浦野委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 現在、夜間使っていた照明の費用は徴収させていただいております。その費用の有料化については、今のところは考えておりませんが、現在、財政健全化住民会議を開催させていただいております。その中での意見も参考にして、将来、どうなるか考えていきたいというように思っています。

○浦野委員長 中川委員。

○中川委員 そういう高齢者の方ばかりでつくっている団体で、町長も、やっぱりひとり一つのスポーツということを掲げて運営していただいているんで、やはりそういう方々がスポーツができにくくならないように、しやすいような環境を保っていただきたいということをお願いしておきます。

○浦野委員長 ほかにございますか。里川委員。

○里川委員 結構聞きたいことは山ほどあるんですが、とりあえずお尋ねをしたいと思います。

この教育費を見させていただく中で、教職員の研修という部分で、小学校、中学校、幼稚園とこう見させていただく中で、非常に、15年度から16年度、研修の回数が増えているんですね。授業時間数が減ってきている割に職員さんの研修がこんなに増えて、まさに、今、学力低下の問題とか心配されている中で、子どもたちの授業に影響が出て

きていないのか。どうしてこういうふうに研修の回数がえらい増えているのかということ。

それと、小、中に比べて幼稚園の研修がまたすごく多いんですね、回数、見てみますと。これもちょっと驚いたんですが、余りにも幼稚園の方の研修が多いということ、この辺はどういうことになっているのか、なぜそんなに研修が多くなっているのかということのちょっと私自身もよくわからないので、ぜひお聞きしたいと思います。

この研修にかかわる中で見ると、障害児教育研修というの、以前から、ここについて、私、いろいろ予算・決算で申し上げてきた経過があるんですが、小学校の障害児教育研修すごい参加者延べ多いんですね。これは非常にいいことだなと、いろんな先生方が勉強していただくことはいいことだなと思ってます。以前から、人権研修に比べて障害児研修が余りにも参加者が少なくて、どういうことなんだと、それだったら、含めて人権研修の中であわせてしっかり先生方に研修していただいた方がいいんじゃないかと、そういうことまで私申し上げた、以前に経過もあったと思うんですが。ただ、小学校は非常によく障害児教育についての研究をしていただいているんだと思うんですが、その割に、中学校なんかは、その点についてはやはりかなり参加者に、人数に違いがあるということで、この辺は、小学校では16年度に何か特別な障害児教育研修をされたのかなというふうに思ったんですけども。

この研修についてお尋ねをしておきたいと思います。

○浦野委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 細かい数字については、また課長の方から申し上げます。

研修、16年度、非常に多くなっているというのは、15年度からですか、先生方が夏休みの休みは出勤というふうに改定をされました。15年度は初年度で、余り夏休み中の研修は少なかったわけですが、16年度は夏休み中の研修が非常に多く、県の教育研究所で持たれたという。あるいは各種研究会の開催の団体におきましても、やはり夏休みを中心にしたそういう研修が非常に多く持たれたということで、研修の回数は多くなっているというふうに思っています。

今後、そうした夏休み中の研修が多くなりますので、こういった先生方の研修の機会というのは非常に多くなってくるというふうに思っています。

○浦野委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 障害児教育の関係の研修も小学校の方ではたくさん研修されて良い

ということで、おほめの言葉をいただいている中で、その中で特別な研修をされたかということでございますけど、特段とりたててこれといった、特別に項目を決めた研修ということはございませんで、常に、各学校・園につきましても、指導要領に基づきまして、生きる力をはぐくむということの教育目標を立てて、教員並びに教育改革の動向、これに対する課題に対応できるようにということで、さまざまな機会を生かしまして積極的に研修に取り組んでいただいて、いろいろ視野を持って新しい課題を見つけまして、それを解決していく資質・能力を身につけていただくということでの目的を持って研修をされているということでございます。

そういうことで、単に個人の資質とか能力の向上とかにとどまりませず、研修した内容を、各園・学校におきまして共有していただきまして、日々の教育活動の一層の充実を図るということでやっていただいております。そのために、各学校・園では、校長、園長とのリーダーシップのもとで、教育目標のもとに校内研修等もされている状況でございます。

○浦野委員長 里川委員。

○里川委員 それと幼稚園ですね、教職員数が幼稚園というのは小、中学校に比べて極端に少ないんですが、少ない教職員にもかかわらず、幼稚園の研修の回数がすごく多いんですね。それほど、幼児教育についてはこんなに研修が多いシステムというんですか、そんなふうになっているのかどうか、私ちょっとよくわからないんで、そのところ、幼児教育はまたちょっと義務教育と特別に何か違いがあるのかということについて、もう少しご説明いただけたらと思うんですが。

○浦野委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 幼稚園については、前年度と比較しましてそう変わっていない、逆に、延べ人数については下がっているわけでございます。

特に、園長とか主任とかという会議、これは毎月定例的にやっている部分がございます。そうしたものがあります。あるいはまた、各種研修会の中でいろんな実践発表をされて、例えば、お遊戯の実技指導とか、あるいはそうしたものが夏休み前に、あるいは運動会前に多く実施されますので、そういった園の参加といいますか、実技学習といいますか、そういうものに参加しています。あるいはまた、幼稚園の研究発表、いろいろ他町村あるいは他の幼稚園でされるわけでございます。そうしたところへも研究発表、研究内容、そういったところへの学習というか研修といいますか、そういうものがある

というふうに思います。

それから、それぞれの幼稚園で、お互いに3園連携するということもございました。できるだけ多くの先生に理解していただくために、今課長申し上げましたように、研修していた後、3園寄ってその伝達学習といいますか、研修といいますか、そういうものも実施いたしております。多いか少ないかというのはまだわかりませんが、そういう研修も常にしながら、お互いに知識・技能を高めていくという状況でございます。

○浦野委員長 里川委員。

○里川委員 大分様子がつかめました。研修については、また、子どもたちにより良い、教職員の皆さん方が研修されることによってプラスになっていく研修ですね、そういうふうになるようにぜひお願いをしておきたいというふうに思います。

それと、小学校費、中学校費それぞれあるんですけれども、要保護、準要保護、児童生徒の修学援助というのがあるんですけれども、これの人数、援助を受けはる人数というのは年々増えてきていると。これは、本来、国の予算の範囲内で、国庫が2分の1という、本来はそうなっているんですね。本来はそうなってますけれども、実際、斑鳩町でかかっているお金と国庫の金額というものに、2分の1を限度とするというその文言、予算の範囲内というその文言があるがためにすごい大きな開きがずっと前から出てきてますけど、この16年度なんか物すごい開きですよ。そしてまた、これが17年度には支給方法が変わってきているわけなんですよ、内容が変わってますよね。それについて、教育委員会の方の考え方ですよ。そういう状態にありながらも、教育委員会としてはどういうふうに、16年度の状況も見の中で17年度も進めていこうとしてはるのかいう、その辺の、要保護、準要保護の児童生徒に関する考え方についてお尋ねをしておきたいなというふうに思います。

○浦野委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 ただいまご質問の、要保護、準要保護の物の考えということでございます。

確かに、今おっしゃってますように、国庫補助率2分の1の限度内ということでございまして、確かに16年度におきましても2分の1の限度、2分の1にはなっていない状況ではございます。全体の児童数に対しましても、対象者が124名ということでございます、小学校につきましても。中学校につきましても79人という対象者でございます中で、それにかわりまして、17年度に移行しまして、国の方から、教育基本法並び

に学校教育法の改正によりまして、斑鳩町では、従前より、経済的な利用によりまして、修学的な、困難な児童並びに生徒に対しまして、保護者に対しまして修学援助を実施してきております中で、これまで、国庫補助金であります要保護及び準要保護児童生徒援助費補助金交付要綱に基づきまして交付事務を行ってきておりましたけれども、同補助金のうち、準要保護児童生徒に対しまして援助分が、三位一体の改革によりまして国庫補助金負担金等の廃止・縮減の中で、平成17年度から廃止されることとなったわけでございます。もちろん、補助金の一部廃止に伴いまして、斑鳩町修学児童の実施方法を定める必要があることから、修学援助児童につきましては、教育基本法及び学校教育法の規定によりまして、市町村が主体となって実施することを定めておられました。補助金が縮減されましても、税源移譲されることとなっておりますので、町単独事業として17年度は実施してまいったということで考えております。

○浦野委員長 里川委員。

○里川委員 今ちょっと決算書から拾いまして、そして、国庫補助率、予算の範囲内で2分の1のところを拾ってみまして計算しましたら、小学校費では、実際に斑鳩町の方で支給を行っている、23%しか国庫補助受けれてないんですね。中学校費では26%しか国庫補助受けれてないんです。結局、措置という形をとっててもこういう状態です。

私、一般質問でも言いましたけど、税源移譲の関係の中でも、その辺もやっぱりきちんと移譲されてくるのかどうか。もう本当に町に負担がかぶさると。義務教育の保障というのは当然国がせなあかんことなのに、町へすごい負担をかぶせてきているという状況について私は非常に心配をしております。

ですから、そのことについては町としてもきちっと意識を持っていただいて、いや、半分もきてませんで、半分もきてないどころか23%や26%しかきてないわけですからね。もうほんと、2分の1と言うときながら4分の1しかきてないわけですからね。こういったところの認識については今後もしっかり持っていただいて、税源移譲の問題でも、一般質問で言いましように、退職引当金とかそんな問題についても、結局は措置のときより税源移譲の交付金制度でいって減少しているという、そういう状況もあると。やっぱり地方の財政、ましてや教育というのは、義務教育を預かっているところは学習権の保障をしなければならないところですので、このところはしっかりとこれからも見ていていただきたいし、県とも十分協議をする中で国の動向を見て、いや、もう国の言うとおりで、県が言わはりますからって、そんなのではなくて、やっぱり主体性を

持ってやっていっていただかんと、ますます子どもたちへの影響も出てくるし、財政もしんどくなってくるというふうに思いますので、そのところはしっかり見ていっていただきたいというふうに思っております。

それと、学校給食の充実ということで、斑鳩町は自校方式をとっていただいて、非常に評価しております。本当に、つくっているところも見れるし、温かいものを食べれると。子どもたちにはいい食育ということではできている状況にもあると思うんです。

ただ、文部科学省の方では、食育推進プランとあって、これ全国の達成年度、21年度で設定してるんですけど、子どもたちに食を通じていろんな教育をしていこうということで、これは、内容も見させてもうてたらいい内容ですし、だけでも、私、基本的なところでちょっと、今回この報告書を読ませてもらってるときに思ったのが、生ごみ処理の状況を見させていただく中で、中学校は15年より16年が減ってるんですよ、生ごみ処理機に投入されている生成物というのは。小学校の方では、かなり、特に、斑鳩小学校、東小学校あたりは、特に、給食の残飯らしいですよ、これ、処分量が増えているんですね。それを見て、せっかく食育とかやって、いろいろやっていただくのに、そしてまたそれは、材料そんだけあれしたらお金もかかることですので、こういうふうに捨てる部分を、捨てる部分が増えてきているということについては、もう少し考えていただかんといかんのではないかなというふうに感じてたんです。

その辺の文部科学省が言う、文部科学省が何か評価を出していったらみたいなんで、その評価をきちっとまとめ上げる、達成年度が21年度らしいんですけども、食育、このことについてどういうふうにお考えになられているのか。それと、16年度、ちょっと余りにも、基本的にはやはりせっかく作っていただいて出された食事、できるだけ残さず食べましょうと。食べる量に見合って、ある程度は見合って作ってしていただきたいし、余り残飯が多いというのも、非常に財政状況が厳しいと言うてる中で、我々でも、家庭でもそうですけど、それはやはりもったいないと思いますし、その辺の考え方についてもう少しご検討いただきたいなど、今後、この16年度決算を見る中で感じたんですが、これについてはいかがでしょうか。

○浦野委員長 小城町長。

○小城町長 今、里川委員がおっしゃっていただくように、残飯が多いからもったいないとかいうことでございますけれども、私は、斑鳩町の小学校あるいは中学校の給食等を見せていただいて、特に、助役が教育長の時分にランチルームをつくられて、非常にや

っぱり評価されていると思うんです。その関係等については、仮に小学校、東小学校、西小学校あるいは斑鳩小学校で米を作ったら、その米を作ったやつを、やっぱりランチルームで小学生がやっていただく、そのときに私も一遍呼ばれましたけども、非常にやっぱりそういう効果というのが、そういうことを積極的にやっていただける。ランチルームの活用というのか、あるいはそういうことにも利用されていると。

ただ、里川委員のおっしゃるように、残飯が増えたからどうかというのも、私は、今一番ごみの問題になっているのは、やっぱり残飯を使って処理するというので、これ、皆さん方のご協力を得て、小学校、中学校に堆肥機を設置させていただいて、一番早く東小学校に堆肥機を設置した、あと、斑鳩小学校、西あるいは斑鳩中学校、南中学校ということで、1台500万近くかかりますから、そういうことを踏まえますと、学校で処理をいただけるということでございます。

確かに、残飯を出すことはもったいないと、やっぱりそれは考えますと、我々の小さい時分には、戦後生まれはそういうことも特に感じないということできてますけども、やっぱり戦前の方々は非常にもったいないと盛んに言われます。

そういうことも踏まえて、私は、やっぱり斑鳩の小学校、中学校の給食というのは、特においしい給食をされている。それも、単価的に220円前後の維持費というのが一人分ですね。この間も、外国人が来られて、一緒に給食をいただいたら非常に外国人が喜んで、こんな学校でこんな給食をされるというのは、本当に日本でもないんじゃないかというようなことで評価を得ました。そういうことを踏まえますと、やっぱり斑鳩町の小学校、中学校という環境は非常に私はやっぱりいいと思うし、残飯の関係については、今度、やっぱりそういう点について十二分に担当にお願いして、できるだけ残さない、そして、健康で食べられるという食事を、積極的に喜んで食べていただけるような努力をしていきたいと思えます。

○浦野委員長 里川委員。

○里川委員 町長いろいろ言っていただきまして、ですから、私は、斑鳩町の給食については評価をしているということは申し上げてますので、ただ、今後、これからのことも踏まえて、こういう状況ではなく、やはりみんな、できるだけ残さない、余分なものを出さないということについて努力をしていくべきではないかというふうに、私自身は、この16年度の決算を見る中で感じたので、ご提言をさせていただきたいというふうに思いましたので、町長の方も、今後、そういうことも気をつけなければならないだ

ろうということも言っていただいておりますので、町長が言っていただいたので、教育長の方からのご答弁はもう結構です。

あと、もう少しあるんですが、他の方もおありだと思いますので。

(「続けてください」との声)

よろしいんですか。続けてお願いします。

しつこいようなどで申しわけないんですけども、人権研修にかかわる問題なんですけれども、私は、総務のときにも、職員の研修のときにも申し上げたんですけども、教育委員会の方ではどうなってるのかなと思ったら、やっぱり人権教育、同和教育の推進ということで、243ページ、列記、並べて書いてあるんですね。並べて書いてあることの意味というのが私よくわからなくて、並べて書いてあるということは、これとこれは教育が別なのだという、別と考えたらいいのか。私、この辺が、教育委員会がちゃんともうちょっと整理したのかと思って見たら、やっぱり教育委員会も一緒だったんで、列記しているということは、人権教育と同和教育は違うというふうに見るべきであると思はるんですね、こういう書き方というのは。これとこれの推進ですよ。だから、人権教育と同和教育が違ふと、おのずから斑鳩町ではこういう書き方をなさっているというふうに、列記されているということはそういうことなのかなというふうに思っ読ませていただいていたんですが、そのところ、どういう意識をお持ちになっているのか、教育委員会の方の見解をお聞きしたいと思います。

○浦野委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 大変申しわけございません。

この表題の書き方については、これはもう訂正をさせていただきたいというふうに思っています。

人権教育の中には、やっぱり同和問題は、この人権教育、奈良県の場合、特に同和問題については人権の根底にあると、人権の中心にやっぱり同和問題据えて人権問題を考えなければ解決できないものはたくさんある、こういう方針でございます。

そうした中で、今日までの同和教育で取り組んでまいりました、あるいはそういう人権学習について、十分そういうものを基礎に置いた人権学習というものを取組んでいくと。そして、そうした中で、女性の問題あるいは子どもの問題、あるいは高齢者の問題、障害者の問題、いろんな問題をそこに含めて人権問題として考えていきたいということでございます。

決して、同和問題と人権問題は別のものではないというふうに私は理解をしております。その根底にあるのはそうした部落差別というのも事実、差別の中でいろいろな問題が起こってきております。特に、IT社会の中で、言われておりますのは、インターネット等でメールの中に差別表記が多くあるというふうに考えています。

そうしたことが、やはり年間何百という差別の実態がございますので、そうしたものがなかなかまだ解消されていないという状況でございます。そうした中で、やはり同和問題というものをしっかりと考える中で人権学習というものをしていかなければならないというふうに私は思います。

○浦野委員長 里川委員。

○里川委員 いや、教育長の認識はちょっとおかしいんじゃないかなと私思うんですよね。

この同和教育、同和行政、このいろいろな問題を解消していくために、1969年から特別措置法いろいろやってきて、もう2回審議立法して、3回法改正して、30年やってきた。そして、もうこの問題についてはほぼ解決をしてきたという国も判断をして、2002年の3月で、いろんなこの法律が全て終わったわけなんです、時限立法で終わってるわけなんです。終わってからもまだそういうふうに教育長がおっしゃるということについてはちょっと問題じゃないかなと。それ以上に、ここの243ページに書かれていますやんか、人権教育のための国連10年、まさしく21世紀、グローバルな視点で、国連規模で、世界規模で人権問題というのを考えていかなあかんという中で、その部分にとらわれているというような印象を受けますし、私にしたら。だから、国も反省したのは、ご存じですか、あらゆる形態の人種差別撤退に関する国際条約というのがあるんですけどね、これ、物すごい、日本の1969年、同じ年に発行されてて、日本がこれを発行したのが1996年なんですよね。だから、同和問題の方にえらいずっときてて、せやけど、もうそういう時代じゃないということで、人種差別なんかについても、ようやく国としてもそういう条約を批准して発行して行って、で、いわば、今なんか世界人権宣言なんかの関係を重んじて、だから国連10年、この人権教育のための国連10年を斑鳩町も採用してきてるんやと思うんですけどね。

まだ教育長のご答弁聞いてたらそこにいってない、そういう視点になってないというのが、非常に、教育をしていただく中で残念ですよね。どうしてそういうことになっているのかなと。なぜそういうふうに、その部分にこだわって、だからこういう列記するというようなこんな異様な、人権教育と同和教育はいかにも違うかのように、こうい

う形に書いている、もうそのものがやっぱり考え方にあらわれていると私は思わざるを得ないということ、これはちょっと強く申し上げておきたいなど。もっと大きくちゃんととらえていただきたいと思います。

○浦野委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 今申し上げたのは、里川委員もおっしゃっていただいておりますように、人権教育あるいは人権問題というのはいろんな問題がございます。人種差別もそうでしょうし、障害者差別もそうでしょうし、いろんな差別がございます。そうした中で、人の人権をどう守っていくのかということがございます。これは、私は同じだと思います。ただ、その中に、今日まで、同和教育というものが、日本の部落差別というのはどういう状況に置かれてきたのかという、確かにそれは40年の地対財特法はできたときからもそうですけども、そうした中で法律を何回も改正しながら今日まできて、一定の部落解放、同和問題についての解決は見てきているのは事実でございます、それは確かです。そうした中で、国としても、人権施策に同和対策ではなしに、人権施策という名前をかえて、そして、その中で、あらゆる人権を一緒に含めた取り組みをしていこうというふうにされたというふうに理解をいたしております。

そうした中で、やはり同和地区の中にも、障害者あるいは女性、高齢者といった差別も含まれてくるわけでございます。そうしたことも含んで、今は同和問題だけじゃなしに、同和問題も含めたあらゆる差別を解決していこうということで人権教育、あらゆる差別をしっかりと勉強して、そういう差別のない社会をつくっていこうということで今取り組んでいるところでございますので、決して、同和問題だけ今、特に取り上げてやっているわけではございません。地区別懇談会におきましても、今、現在のところ、女性差別を中心とした取り組みをさせていただいております。ことしからは高齢者差別ですか、高齢者に関するそういう学習をさせていただいております。その中で部落差別いうものも出てくる場合もありましょうし、そういうことを含めながら、いろんな課題を捉えて、人権教育の推進をしていこうということでございます。

決して、そのものだけをとらえてやっているということではございませんのでよろしくお願いいたします。

○浦野委員長 里川委員。

○里川委員 今、まさに地区別懇談会のことでも出ましたので、私も申し上げようと思ってたんですが、244ページに、人権問題地区別懇談会の開催書いていただいておりますよね。

これ、15年度は、1回当たり10.4人来ていただいているんですけど、この16年度、今さっき法隆寺地区とおっしゃいましたけれども、参加が1回当たり5.6人なんですよ。これ、職員さんが、夜やったり、休みの日やったり、これわざわざ来てやってくれるんですけども、そこまでして1回5.6人ですわ、来てくれはるのは。住民さんがどういうふうに入権の問題を考えておられるのか、また、どういうふうにするのか、もっと工夫せなあかんの違うかなと思うんですね。夜や休みの日、職員出させといて、こんな人数しか集まらへんというのは、やはり今、教育長答弁された旧態依然とした、大きい視野の入権問題のとらえ方になってないから、住民さんもこれなかなか参加していただけないの違うかなと。また、この地区別懇談会というそのものも、私も子どものころ大阪で育ったんですが、大阪ではこういうものはなかったんです、私らのところでは。地区別懇談会というのはなくて、奈良へ来てから知ったんですけど。大阪とかあちこちから転入してきてはる方も、これ何って、わけわかれへんて、何ってよく聞かはるんですけど、説明はさせてもらうんですけども、非常にこれわかりにくい開催の懇談会だというふうに思います。

ですから、これについてももうちょっと視点を広げて、本当に入権問題としてどう町として取り組んでいくのかということを考え直さなあかんのちゃうかなと。その切りかえがやっぱり町もなかなかできない。さっきも言いましたように、いろいろな法律が終わって、切りかえていくべきだと国も示してきてるのに、そここのところは国の言う、ほかのことやったら、国に言われたら、はい、ご無理ごもつともで、無理なことでもずっと聞いている割には、国がこういうふうの方針出したことについてなかなか切りかえがでけへんというところはすごく不思議な気がしています。

ですから、この地区別懇談会のあり方自体も考えんといかんの違うかなというふうには私は思っているんですが、そもそものこの成り立ちも私よくわからないもんですから、こういうふうに言ってるんですけど、これについては、教育委員会、この参加者、こんな人数でどう思てはるのかなということはちょっとお聞きしたいと思います。

○浦野委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 この地区別懇談会につきましてはおっしゃるとおりでございます、このことについては、一応、町内を三つの地区に分けてありまして実施を、3年間、町内一周しようと、こういうことで実施いたしております。その実施が、ことし17年度は

最後に一応なるわけでございます。そうした中で、次回から、来年度からどのように取り組んでいくのか、あるいはどんな方法で懇談会をするのか、検討をしていきたいというふうに考えているところでございます。

ただ、この人権教育、人権問題につきましては、法律がなくなったからこの人権の学習はせんでええねんということではないというふうに私は思っています。人権というのは、人間が生きている限りこういう問題、課題はあるというふうに私は思っています。

したがって、そういうまだ現実にそういう差別事象があるということであれば、また、そういう人たちの救済といいますか、そういう意識をなくしていくために、やっぱり学習というのは大事だというふうに思っています。その中で、それを人権教育の中でどう学習していくのか、これが大事なことだというふうに私は思っています。

そういう部落差別を含めた中の人権研修、人権問題であるというふうに私は理解をいたしております。

○浦野委員長 里川委員。

○里川委員 だから、私が言っていることが教育長にはなかなか通じないなということ。

国もなぜそういうふうに考えたか、地域改善対策協議会が1996年に意見具申をしたんですよ。もう30年やってきて、ほぼそういう地域間格差というのが解消されてきたということでは、そして、また、国際化に向けていろいろな人権の問題、外国人の問題もそうです。ほんとに、戦後、在日外国人の方でいろんな思いされてきた方の話を私も知ってますけど、いろんなことあったわけですよ、ここだけじゃなくて。今まさに、ほんとに日本人も外国へ行きますけど、外国からもたくさんいろいろ来られてます。それと、ほんとに障害者の問題であったりとか、もうほんとに人間性の問題で、考え方がちょっと違うからいっておかしいことになったりとか、もうほんとにいろんな事情というのがあるといいますよ。だから、大きくとらえて、いろんな事象がある中で、人権問題を、ほんとに人の命を大切にする、その人には人権があるんだという、そういった人権を大切にする心を皆さんに持っていただくと、しかも教育の中では小さいときからそういうことを教えていくということをやったりしてもらいたい、広い視点でやってもらいたいと思ってるのに、教育長がそこにこだわらざるということについては、物すごく私は今気になるということか心配です。斑鳩町の教育行政について非常に危惧するものを感じています。

ですから、こういうふうな列記をして、人権教育、同和教育の推進というこんな列記

の推進になっているんだらうなど。こんな列記を見た方が、かえってほんとに異様なな
ということをおわかっていただけないのは、やっぱり今話聞いて、ああ、そういうことな
んだなと思いましたがけれども。

それにかかわりましてもう一つちょっとお聞きしたいのが、私よくお尋ねしてきました
けれども、ここでもう一度きちっと確認したいのが、「なかま」という本があると思
うんです。今、道徳で使う本また増えてるわけですから、ここでちょっとお尋ねしたい
んですけれども、文部科学省が「心のノート」いうのを採用しているわけですね。道徳
の時間と総合学習の時間というのは、例えば、6年生をとってみたら、週に何時間ある
のか、それに対応するそういう「心のノート」、「なかま」、「道徳」、「生きる力」、
こんな本が、何か私の認識では4冊ぐらいあるのちゃうかなと思うんですが、週に一体、
何時間のあれに対してそれだけの本があるのか、そしてまた、その本のお金の出所です
ね、どこがどういう形を出しているのか、そこをちょっと整理して教えてほしいと思
うんです。

○浦野委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 なかまの利用状況とか数については課長の方から報告させていただきます。

先ほどの問題でございますが、やはりその人種差別とかあるいは外国人とかいうお話
がございました。これは、やはりそれぞれの文化、この問題は日本にも、外国から来られ
ます。それぞれのその地域、地域で文化がある。そうしたものを理解する、認識する
ということが人権教育の基本であろうと、私はそういうふうに思っています。そうした中
で、やはり現象としてあらわれている差別事象についてどう理解をしていくのかという
ことも大事だというふうに私は思っています。

したがって、やはり外国人に対する理解、認識、外国人差別というのは、やっぱり
その文化というものを十分理解してする必要あるだろうし、日本の中でも地域、地域
の生活の状況あるいはその地域の文化というものを十分理解した中で人権学習というの
はしていく必要があるというふうに思っています。

それから、道徳の時間につきましては、正規の道徳の時間は週1時間ということで、
年間35時間実施しています。あと、今年から実施いたします小・中一貫教育の中でも、
道徳や総合学習の中で、年間50時間を利用して学習をしていきたいと思っています。

「心のノート」、これは文部科学省の方から無償で配布されているということでござ
います。今年、小・中一貫教育で買いました道徳に活用する教科書については、斑鳩町

独自で、なかまについては、これは県と町とで購入して子どもたちに配布いたしております。

○浦野委員長 里川委員。

○里川委員 そうしましたら、総合学習で50時間、道徳35時間、道徳の35時間というのは週に1回ですから、総合の50時間にしたって、週にほんとに1.5もないわけですよ、1.2回。そんな中で、ぎょうさん本あるわけですけども、私ちょっとよくわからないんですが、斑鳩町で採用している道徳の本、今度採用されたこういう道徳の本ですか、生きる力の奈良県版、こういうのもあるんですけども、これはどういうふうに採用してはるんですか。

もともと道徳の本はありますよね、学校に置いてはりますよね、道徳という本。多分、この本、今度採用しはったのかなと思うんです。これも、各学校、1学年40冊言うてはりましたけど、その「なかま」の本については金額まだお聞きしてませんが、町は何ぼ出してはんのか。これ、今年何ぼ出さはったんか、ちょっとそこもちゃんと聞きたいんですけども。

本一つ見ても、これ、同じ6年生の本ですけど、「なかま」、これ皆さんに配っていただいているんです。この薄い小さいので、これ400円するんですよ、これ。これ、ごっつい、中カラーで、こっち白黒ですけどね、この本見ていただいたら全然違うと思うんです。495円なんです、これが。もうそういう値段からしても全然違いまして、これ全員に配ってはるんですよ。こっちは1学年40冊用意してるだけですよ、こんなきれいな読みやすい絵の本ね。だから、その辺の矛盾を私は物すごく感じてるところ。本当に残念だなと。これ法隆寺のこと書いてますわ、西岡常一さんのことも書いてあります、ええ話載ってますわ。本当に残念やなと、これを子どもらみんなに配ってやられへんで、何でこっちはみんなに配ってるのかなと。そんな週に何回も使わへんもん、

○浦野委員長 すいません、里川さん、ちょっと質問要約して、よろしくをお願いします。

○里川委員 だから、その辺について、金額的にもちょっと教えてほしいなと思います。

○浦野委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 まず、「なかま」につきましては単価450円。出どころにつきましては、購入先は財団法人の奈良人権部落解放研究所の方から購入をさせていただいておるものでございます。

それと、17年度から、小・中一貫教育の方で道徳の本を購入させていただいております。これにつきましては東京書籍の方から、単価につきましては520円です。

○浦野委員長 里川委員。

○里川委員 いや、単価は言うていただいたんですが、私、数がようわかれへんから、トータルで金額が幾ら使われてるかということがわからない。16年度も、この「なかま」の本についても、県と町と2分の1ずつ出してはるんですよ。その金額についても教えといていただきたいなと思います。

○浦野委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 施策の成果の方の228ページでございます。の中の、人権教育の推進ということで42万9,600円上げさせてもらっておりますけども、このうちで、買っておるのは、450円のなかまの購入でございます。450円の858冊ということでございます。それで、38万6,100円ということでございます。補助については、県費補助で、2分の1で19万3,050円の補助をいただいているところでございます。

それと、小・中連携のもの、副読本で購入いたしました「道徳」につきましては、520円の40冊、各学年ということで約50万円でございます。消耗品で購入させていただいております。

○浦野委員長 それでは、ここで10時40分まで休憩します。

(午前10時26分 休憩)

(午前10時40分 再開)

○浦野委員長 再開します。

他に質疑はございませんか。松田委員。

○松田委員 今、教育問題については、教育基本法を変えるか変えんかということで随分議論がありますし、教育のあり方をめぐって、国と地方のあり方についてもそれぞれ問題視されている時期だと思うんです。そういう中で、地方で、特に教育委員会ももって、教育のあり方について地方独自の体制をとれるというふうな組織となっているというふうに私は思うんです。そういう中で、結局、この決算の関係での教育関係を見てますときに、決算書のつくり方そのものが、従来から踏襲された方式に従って行われていて、そして、それに従って見解が述べられているということにはなっていると思うんです。ややもすると、その法則というのがマンネリ化してるんじゃないかなというように思

われるんです。

それで、きのうからもこの議論が出てるんですけど、先ほどから、かなり突っ込んだ議論がされていますけど、私も、第一番目には人権教育のあり方について多少聞きたいと思うんです。

16年度の決算書の中で、先ほども出ていましたけど、人権教育と同和教育という関係で、同和教育という関係がいろんなところに出てくる。それで、差別という表現がずっと出てくるという関係について、あるいは地域集会などについての、おいでになった講師の関係の皆さんのご意見聞いていても、どうもそういうものを引きずって来ておいでになるような感じがするんですよね。そういうことがここであらわれてきているということから、きのう、議員の中からも質問がありましたように、いわゆる同和教育というふうに差別における、逆差別に向けて出てくるんじゃないか、あるいは知ったものの寝た子呼び起こすようなことになってくるんじゃないかと。逆の教育効果を生み出しているんじゃないかというふうなご意見も出てきているわけですけど。

そういう面から見まして、今の時代に一番何が問題なのかと。それは教育のあり方だけというふうに言われてる。じゃあ、教育のあり方の中で何が一番不足してるんだろうということについて、旧来は、差別であるとか、あるいは同和教育であるとかいうことばかりに首を突っ込んで、そのことに問題があるのではないかということから、全体的に差別・同和教育という関係よりも、人権教育ということに変わってきてるわけですよ、表現そのものにも。人権教育についての基本的な理念として、教育長が、先ほど、何回となく説明の中で、正しい人権の考え方云々と言われてるんです。じゃあ、正しい人権の考え方というのはどういうことなのか。先ほどされている質疑を聞いていますと必ずしも明確でないように思うんですよ。やっぱり依然として差別の問題を言ってみたり云々という表現が出てくる。私は、やはり基本的な関係というのは、人の命の大切さというものをやっぱり遵守する必要があるということと、すべての人の人格を尊重するということが基本にあるんです。その基本のもとに教育というものが築かれなければならんということだと思っんです。

だから、差別だとかある意味で言えば、今日の段階で、そこに命というものと人格というものが本当に尊重されているのか。現在ほどたやすく人の命が、殺されたりへちまやということありません。これほどに人権、その命が大事だということについて、それぞれどんな貧しい者であろうが、どうだろうがしようが、それについては、ほんとに人

格というのは尊重しなきゃならんのであるというための教育ですね。こういうものが不足をしているというところから私は出てきとるんだろと思うんです。そういう理念というものが欠けているのではないかと。依然として従来と同じような教育方針という関係で言って、そして同じような分析の仕方をして、同じような形態をとってきているというのが、ここに、16年度で上がってきてるのではないか。そのことの反省がなければいかんし、それで、そういうことについて議員が指摘をしていることについてはもっと率直に受けとめるべきではないのかなというように思うんです。

そうでなければ、分析というものが結局ないというふうに私は基本的に考えます。だから、基本的には、人の命の大切さというものと、すべての人の人格を尊重するという教育が今必要なんだと。これは学校であろうが地域であろうがどこであろうが皆一緒なんです。この理念というものを統一させるということが今一番必要なことではないのかなということに尽きるというふうに私は思うんです。

そういう立場からしているいろいろですけども、斑鳩町で、学校であろうが地域であろうがどこでもいいんですけど、そういった面から問題視されるような事象というものがあるんかどうかということについて、どんな認識をお持ちでしょうか、ちょっとお聞かせいただきたいと思うんです。

○浦野委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 最後のお尋ねの、この人権問題にかかわります事象でございますが、これは最近はございません。6、7年前ですか、これも書いた方がはっきりわかりませんが、法隆寺の駅前で、そういう、人を差別した落書きがございました。それと、もっと前でございますが、もう25年も前なんです、はがきの投書がございました。そうした問題がございました。それ、斑鳩町ではその2件ぐらいです。そうした中で、そういう事象が起きましたときに、関係市町村等とも十分協議しながら、その解決に取り組んできたということでございます。

それから、命の人権問題について松田委員の方からおっしゃっていただきました。それはそのとおりでというふうに思います。やっぱり命をしっかりと守っていくということが、その人の人権を守るという重要な課題であるというふうに思います。

私どもの方も、本年度から、そうした子どもたちの命に対する安易な考え方といえますか、軽く考えていると、そういうことから、小・中一貫教育の中で、生き方教育というものを、生き方というものをしっかり学んでいく必要があるだろうと、そういうこと

で、先ほども出ております、道徳の時間で命というものをしっかりと勉強していただいて、大切に守ってもらおうと、こういうことを子どもたちの中に意識づけ、そして、教育をしていこうと、こういうことで取り組ませていただいているところでございます。

そうした中で、人権教育のあり方ということにつながるというふうに思っておりますけれども、また、そういう子どもたちの日常の最近の状況から考えますと、命というものが人権という、これも当然結びつくわけでございます。そうしたものをとらえながら、斑鳩町のこれからの教育といいますか、総合学習の中でしっかりと命というものについて勉強していきたいというふうに考えているところでございます。

そういうことで今取り組ませていただいているところでございます。

○浦野委員長 松田委員。

○松田委員 あえて反対しなけりゃならんということではないと思うんですよ。いろいろ努力してということで、一生懸命やってはるということについては、別にどうこういう必要ないと思っています。

ただ、考え方として、どうも一つの教育長の立場としては、少なくとも国とか県からの派遣要員ではないわけですよ。斑鳩町で任命されて、斑鳩町の教育に携わっておられるんですから、そこに独自性とかいうものが、発想があってしかるべきなんです。そこに、栗本行政、教育というんですか、そういうものがやっぱり出てこないといかんと思うんです。ところが、国が国が、県が県がと言ったらね、派遣要員と一緒に、そこにやっぱり、僕は、しばしば今日までも言うこと聞くというわけではないんですけど、いろいろそういうことを言ってきました。だから、そういう特徴というのの一つもない。だから、先ほど言われてるように、私がお聞きしたことについてのお答えが落書きを例に挙げられている、古い話ですよ。そりゃ便所に落書きをする、差別を表現する落書きという関係と、今日、落書きというのとは差別でも何でもない落書きようけあるんですよ。いわゆる芸術的なのは、美術とか言われるぐらいの落書きというのにはようけある。だから、そういう認識のところには僕は問題だというふうに思うんです。

ただ、私は、いろんなことがあるでしょうけど、今一番、教育の中でも、あるいは地域においても言われてるといのは、いじめがどうだろうかと、あるいは虐待がどうなのかという関係だと思うんです。それが地域で起きるとか、あるいは家庭内で起きるとか、あるいは学校内にあるという関係だと思うんです。そういう関係をどういうふうに把握なさってるんですかと。ほんとに斑鳩町ないんですか、あるんですかと、ある

いは17年ではあるんですか、どうですかということの分析がないと、いろいろ今日言われてるように、学校の関係の教育に論じてみても、あるいは青少年問題の環境を論じてみても、あるいは安全と安心の関係についても、青色灯の巡回云々というのは、一般質問で出てまして答えてますけども、そういうことについて何の価値があるの、何を焦点にしてるのかということじゃなくて、ただ一般的にとらえていることで全部終わってしまいはしないかと。それは結局釈迦に念仏唱えてるだけであって、ちよともありがたくない、いう関係になるとちやうかというふうに思うんです。そういうところの考え方というのがどうしても抜け切っていないのちやうかというふうに思うんです。

私はやっぱり、時代は古いかもしれませんが、やっぱり戦時中に教育を受けてきた状態、そして、皆さん方のそういう関係というのも、ほとんど戦後の教育を受けておいでになる。そして、今見直さないかと、なぜこうなったのかということになって、そして、どうや、どうやと、そして落書きがヘチマやとかそんなこと言うててね、本当の教育になっていくのかどうかということでは私はないと思う。そういう認識でここに分析して書かれているということについて、一つ真味がない。

この中で、あえて私は、評価してと言うんだったら、学校で能を教えていこうというふうな関係というのは新しい取り組みだと思えますよ。そういった新しい取り組み、あるいは地方独自の取り組み、そういうことをしながら情操教育ができたり、学んでいくと。そして、ここで、人の命の大切さということと人格の尊重と、あらゆる、そういう人を差別してはいかん、人格を尊重していくんだという関係の教育というものが特に期待されるのではないかとこのように思うんです。

だから、もう一回、斑鳩町は、学校であろうが地域であろうが、家庭であろうが、今問題視されるようなことが一つもないんやと、極めて平穩無事でいってるとこのように見ておいでになるかどうかということなんですよ。

教育長の範囲で答えられるものだったら答えてもらって、そうでない分野があるとするならば、ほかの三役の皆さんおいでですから、お答えいただいて結構なんですよ。

○浦野委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 私の方は、教育関係の中でお答えをさせていただきたいと思えます。

今、表面だつてとといいますか、これは言い方悪いんですが、学校の中でいじめという事象はありません。ただ、それらしきものが出ているというのは1、2ございます。そうした中で、先生方がいち早くそれを発見して、対応をしてきていただいております、

大きな事件につながっているということではないというふうに思います。ただ、斑鳩町の学校内の実態を見ますと、先生に対する暴力とか、あるいは暴言とかというのは、調査報告の中では相当数出てきています。

そうした中で、もしそうしたもんが出てきた場合に、やはり十分関係機関と相談しながら、その子どもあるいは保護者を含めまして対応をしていくというふうにいたしております。

学校の中でまだ虐待があるのかどうか、あるいは幼稚園も含めまして、子どもたちが虐待の実態があるかないかということについては確認は出来ておりません。今のところ、そういう通園・通学する中で、子どもたちにそういう虐待の状況があったということは確認をいたしておりません。

あと、生徒指導の中で、非行とか暴力とかいうことであるわけですが、やはりそれも、最近の中では、そうした部外に対して、学校外で暴力事件を起こしたというのは報告を受けていないというような状況でございます。

今のところ、この斑鳩の子どもたちについては、私の知る範囲で申しわけないんですが、学校から報告を受ける範囲では、平穏無事に子どもたちも日常生活を送っているということを理解いたしております。

○浦野委員長 松田委員。

○松田委員 結構なことだと思うんですね。だから、一般社会が言われてるほどに斑鳩町は問題ないんやということを認識してるんやということだと思うんですね。そういうことであれば結構だと思うんですけど。

そうすると、一般的なああいふ説教めいた関係の答弁になってしまうなら、してもらわなくてもええと、心配がないと、ちゃんとやってれば、ということだけだと思うんですよ。

それが、あれやこれやということをいろいろ言うて、演説だけしてはるいうことによつて、むしろ我々が疑問視するということになるんですからね、もうそんなんは心配せんといてくれと、安心してくれと、学校も地域も社会もうまいことやっていくんやと、そういうふうに認識してるねやというふうな理解だというふうに考えたらいいと思うんですがね。

ところが、正しい人権のあり方について、教育長がお述べになってる関係で、我々に、随分やっぱり、多少こうぴったり合致している状態ではないんです。ないにかかわらず

うまくいってるんやということになると、一体どうなんねやろなというふうに思うんですよね。

だから、この辺についてはいろいろ議論があるんだと思うし、それぞれの考え方があってしかるべきだと思いますからこれ以上は言いませんけども、やっぱり私は、教育のあり方について、分析の仕方について、その時、その時の環境について、やはり即応した状態で改善はしていくとか、あるいはどういうところに弱点があって、そこを見出して、それを直していくとかいう関係の方が、積極的に考えられていってしかるべきではないかと。ところが、これらの決算書などを見ると、依然として同じような形態の形と同じ形のもが行使されてくるということでは、ほんとに真価発展という感じが無いというふうに思うんですよ。ましてそういう関係について、特に全体的なとらまえ方ということで、命と人格をとという関係を中心に基本に置くとするならこういう表現ではなくなってきた。差別という言葉の関係とか、あるいはこの同和という関係しかなくなるという関係の内容になってくると思うんです、必然的に。だから、そういう関係が依然として残っている限りは、そういう考え方というものがやっぱり強く作用してるんじゃないかというふうな感じを受けるので、これは、ご検討いただいて結構ですけども、できるだけ、そういうことではやっぱり遅れてくるんじゃないですか。

私も、教育というものが前進している、先進的な教育を斑鳩町やってるんだというふうに、我々が胸を張って言えるような状態にはなっていないとちゃうかなということで、多少の差異があるというのを申し上げておきたいと思うんです。

二つ目の問題です。二つ目の問題では、図書の関係がいろいろ言われてるんですよね。国の関係、文部省の関係についても、小学校、中学校の図書の充実ということと、司書の配置という関係を特に象徴しているということで、かつては、うちの予算の関係でも、どこかほかのところへわからんところへ組入れてやったやつを、せっかくほり込むんやからちゃんとしたらどうですかということをお願いして、そういうふうに改めて、17年度の関係というのは改まってと思うんですよ。それはそれでいいんです。

ただ、斑鳩町の関係で、町立図書館の関係を非常に充実して、かなりの成績も上げているというふうに言われていますし、毎回報告などもいただいているんですよね。ただ、このことと町の関係、中央公民館と西と東とに図書おいてる、そして、学校の図書を充実していこうと、そういうことにしてるんですけど、図書関係について、町立図書館との関係について、学校の図書館との関係は一体どのように調整し、連携をし、できる

んだろうかというふうに思うんです。それで、この資料を見る限りにおいて、学校の関係については、本を何ぼ買いました、何ぼ廃刊しましたとだけしか書いてないんです。これは、斑鳩町立の関係については細かく書いてるんです、分析してるんですよ。そうすると、学校の関係については、司書というんですかな、専任で置くということになってるんですけど、どれだけその内容によって充実しておるのかということと、学校について、図書どのくらい生徒の中で読まれるようになってきたのかという関係で言ったら全然わからんわけですよ。もし、それでもなおかつ不十分であるとするならば、町立図書館の方から定期的に貸し出しをすとか、もうひとつ交換するという関係によって、有効な図書購入の関係、良好な財源の効用といいますか、そういうものを考えていく必要があるというふうに私は思うんですよ。そういう関係については実際触れられていないんですけども、そういうふうなことについては考えにはなっていないんですか。

○浦野委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 学校の図書の利用状況にちょっとつかんでいませんので、後ほどまた調べさせていただいて、ご報告させていただきたいと思います。

町立図書館と学校図書館との連携ということでございますが、委員の方にもお渡しいただいているというふうに思いますが、斑鳩町の子ども読書活動推進計画というのを作成させていただきました。今日までも、この計画書作成に当たりまして、小・中学校、幼稚園、小・中学校は司書教諭でございます。幼稚園の教頭等も寄りまして、今後の子どもたちへの読書指導をどうしていくのかということ、あるいは町立図書館、それから各中央、西、東の公民館との連携、あるいは学校との図書の連携についてどうしていくのかということでいろいろ議論していただきまして、一定のまとめを出していただいております。

いろいろありますので、一つ上げますと、例えば、小学校でいきますと、やはり学校の図書館の中で推薦図書、子どもたちに推奨する図書のコーナーを設けたり、あるいは学習に即しまして、そのテーマによった図書の展示をすると、こういうようなことも学校の方としてもやりますし、また、町立図書館におきまして、学校から、そういう連絡をいたしまして、学校から、例えば、宿題のテーマをこういうテーマで出したということになりますと、図書館の方で、そういう必要な本を一カ所にまとめて、子どもたちが来れば、そこで本を見ながら学習できると、こういうふうな取り組みを今日までもやっていますけれども、そういうものを、もっと連携を密にしてやっていったらどうかと

というようなこともやっています。

図書館と公民館の連携につきましては、これは、今日までもコンピューターで連携してやっているわけでございます。各公民館の利用状況が少ないと、こういうことがございます。なかなか伸びてこないということです。そうした中で、どうそれを分析し、今後どうやっていくのかということもこれからの課題の一つであるというふうに認識いたしております。

それから、図書館と学校との連携ということで、15年からもずっとやっているわけですが、今後もそういった小学校、中学校との連携を十分やりながら、お互いに連携をしながら、必要な図書、学校にない図書は町立図書館の方でとりそろえて、そして、子どもたちが来たときに、十分それは利用できるというような方法を十分これからとっていこうと。そしてまた、将来的には、町立図書館の本を学校の方に貸し出せるような制度はできないだろうか、そういうことも今後考えていく必要があるのではないかと、こういうような方法を求められています。また、詳しくようけあるんですけども、今、そういった状況で、学校との連携と申しますか、そういうものをこれからも十分取り組んでいきたいというふうに思っています。

また、学校図書の充実の中で、やはり今おっしゃっていただいたように、交付税算入されている額を、そのまま図書館の学校図書の充実の予算に上げていただいております。今後とも、子どもたちの読書活動をより促進していきたいと思ひますし、子どもたちも、週に2回ないし3回、朝の読書タイムと申しますか、そういう時間を設けまして、授業の始まるまでに10分なり15分、自席で読書をする、こういう取り組みをいたしておりますし、また、斑鳩小学校では、国語力の充実を図るために、研究指定を受けまして、そうした読解力をつけていくという研究指定も受けて、努力をしているという状況でございます。

○浦野委員長 松田委員。

○松田委員 今、教育長が述べられているような関係は、ホールと併設して図書館をつくらうというときの構想いろいろ練って、こうあるべきだというときに示していただいた当時、今の助役さんが教育長でお示しいただいたと思うんです。そういうことを具体的にしていくなだと言っておいでになるし、そういう展望をお示しになってるんですよ。それから、かなり日時が経過してるから、それは本来軌道に乗っていてしかるべき時期にあるなというふうに思うんですよ。それとあわせて、学校の図書の充実の関係について

て、文部省が乗り出してきてそれを2年ほど前からやってるんですね。いう関係からいくと、もう今ごろ検討とか云々とかいうことでなしに、これからやっていこうということを考えてるということではなしに、十分それらを分析をし、より効率的な運用方法というものを、しかも貴重な財源を投資してるわけですから、そういう面について、どう教育委員会において、あるいは図書館と連携を密にしながらやっていくかどうかと。そして、その担当の司書教諭を置くというようになってるわけですから、そういう面について、言葉としてはいろいろ言ってもらうんですけど、実際にそれが行われてるかどうか、その関係になってくると、非常に説得力が乏しいなど、いろいろ長いご答弁をいただてるけど、そう思うんですよ。その辺についても、もう少しやっぱりメスを入れて、あるいは改良していく、あるいは統計をとるについても、せつかく図書館の関係でもいろいろ言うて、購入もしてるし、学校も充実してるんですから同じものをダブってしてもしょうがないし、それを有効に利用できるように、そして効果的に活用できるようにということによって、初めて財政の節減というのは出てくるわけでしょう。だから、そういう面についても、もう少し配慮しながら努力されるべきではないかというように私は思うんです。

次の問題に移ります。次の問題ですけども、幼稚園の関係です。

幼稚園の関係については、皆さんもご記憶だと思うんです。たしか、ことしの定例監査の席上で、私立幼稚園と公立幼稚園との関係の対比をしながら、公立幼稚園のあり方についても検討すべきじゃないのかというような関係が言われてるんですけど、そういう面については、16年度の斑鳩町の幼稚園の関係のところを見て、私立の関係を見ても、そういう面についてはどう配慮されているかというやり方見えてこないわけですよ。監査の関係というのは、結局、そういうこと、ご答弁はいただいているんです。私も質問してますし、答弁もいただいているんですけども、そういう関係のものが一緒にどういうようにされているのかということが、あるいはどう反省しているのかということがわからない。私立の関係では、30万円送りましたということだけ書いてあるわけですよ。そうした関係については、結局、監査の意向というものが、これ、決算のときじゃなしに、少なくとも定期監査の時の視点としていわれているわけですよ。それをどう受けとめているのかという関係が、この面を見る限りにおいて、あるいは17年度の予算もそうですけども、そこまできょうは波及できません。はっきりしてもらいたいですけど、そうすると、監査で言っていながら、このことは全然無視されてしまっ

いるような感じは受ける。そこで、一方では、財源節減の関係についてどうのこの検討会議持つてると言うてはる。だから、そういう関係については、そういう監査をやっているとか、そういうことについてどう取り入れていくんやと。そうしないと、問題視されていかないかということをお今日まで指摘をしていたんですけどね、今回もやっぱり同じようにそういった指摘事項がどういうふうに反映され、その結果を肯定していかざるを得ない状況になってるかどうかの分析をしているかといったら出来ていない。していないということでは、余り前進がないように思うんですけども、その辺についてはどうお考えでしょうか。

○浦野委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 確におっしゃっていただいているとおりでというふうに思っています。

私立学校、幼稚園との比較対照というようなことで、監査委員からご指示がございました。そうした中で、やはり公立の持つ使命ということから考えますと、私学に行けない子どもたちを公立で預かっていくと、こういうことが出てまいります。そうした場合には、やはり児童園児数の少ないままといいますか、いくということで、経緯の一つの上がる実態であろうというふうに思いますし、また、それとあわせて、やはり職員の年齢の高まりとともに、やはり給料が上がっていくと、こういうことがございます。

そうした中で、私学との比較といいますと、そこら辺が、経費的には大きな差が出てくるのではないかなというような気がいたします。

内容的には、やはり幼稚園指導要領によりまして、お互いに実施しているわけですが、やはり公立幼稚園としてもっと指導内容を研究いたしまして、やっぱりもっと充実した内容にできるのか、そういうものも、常に研究を、できるものは改善していく必要があるだろうというふうに思っています。

そうしたことも、これから十分先生方とも相談しながら、斑鳩町の幼稚園の中でどういうふうに改善できるのかということも検討しながら、幼稚園教育の運営に努めていきたいと考えています。

あわせて、やはり幼児教育というのは非常に大事なことでございまして、そういった中で子どもたちの教育の充実あるいは教育のあり方についてもあわせて研究をしていきたいというふうに思っています。

○浦野委員長 松田委員。

○松田委員 いわゆる町立幼稚園の関係の先生方の関係から、だんだん高齢になってくる、

私立の関係はその割に若い人ばかりですから、給料面でも差が非常に開いてくるということも原因かと言われる。そういうことを見る限り、この幼稚園問題についての、私立幼稚園との対比は必ずしも好ましくない。これを改善をしていこうとするなら、少なくとも、雇用制度というんですか、こういうのをかえる以外にないんだということになってこようかと思うんですよね。ところがそれはなかなかできそうにないというふうに思うんです。

ところが、斑鳩町の幼稚園の関係の先生方の面を見ますと、幼稚園だけの交流しか聞かんわけですよ。他のところの交流も全然聞かない。保育所とも聞かない。採用状況が違うからというふうに思うんですよね、資格条件が。ところが、そうなら、いわゆる幼稚園と保育所の関係について、いわゆるどちらも行けるような関係の採用条件、資格認定の関係ですけども、というようなことを考えることによって、このことの共通の運用ができるという関係、あるいは本庁との共通の関係もできるというように、もう少し人事の運用がしやすいような採用条件というものに改めていくということによって、もう少し人事の交流がスムーズにいくという関係などを考えてみてはどうかというふうにも思うんですよ。これは、必ずしもそのことが経費節減になるかどうかというまでというふうに具体的な試算はありませんけども、例えば、幼稚園高齢化かな、年配のいろんな傾向を踏んでおいでになる関係についても、乳幼児教室の小さい子ども、幼児教育、乳児教育か、という関係の中で経験が生かすことができてるわけですよ。ところが幼稚園の関係になると、実は経験せえつつあったってまだ結婚もしてないし、何もしてないしということになったら、乳児教育の関係で教えられるというわけでもないから、子守りくらいはできるかもしれないけど、というようなことになると思うんですよ。だから、そういう面での人事の交流が生きていくように、そして仕事の幅が広がるという関係。そこに入ったら、一生そこでしゃないんやというような、終身雇用制のような格好のようになるよりは、もう少し考えていくということによって、いわゆる男女共同参画社会の関係ではないけども、雇用の充実、30%云々という関係も改善できてくると思うし、そういう面において、もう少し工夫の仕方というものがいいもんかどうか。ところが、旧態依然として同じような形ですよ。私は保育園と幼稚園を一緒にせいと言ってもそれはできないんでしょうし、そういう交流ができるような人事の運用のできるような採用の仕方、資格条件のとり方などを考えていくということについて考えられないかどうか、出来ればそういったことについても検討してほしいなというように実は思うんです。

その辺についてはいかがでしょうか。

○浦野委員長 芳村助役。

○芳村助役 今のご指摘の件なのですが、平成15年1月に答申をされまして、斑鳩町における幼保一元化に向けた取組についての考え方を検討をしていただいて、プロジェクトチームを結成し、検討をしたわけでありまして。その中で、今委員がおっしゃっておりますように、検討項目として3項の検討項目に入ったと。

その中で、まず1点目に、職員の人事交流、これを上げています。職員の人事交流というのは、平成16年度からの採用、また臨時職員についての採用についても、やはり保育士と幼稚園教諭の両方の資格を持ったものを採用していくと。よって交流を図っていく。同時に、保育所と現場の交流を図っていくと、そういうことが資格を持った先生方を採用することが、採用することによって可能であると、こういうことの結果が出ておるわけございまして、しかし、すべてが全部やるということは混乱を期しますから、順次そういう形で考えてみたい。こういうことで、今現在それはやっております。

次に検討に入りましたのは、今も委員ご指摘のように、いわゆる幼稚園と保育所の施設の共有、供用化、いわゆる幼保一元化ということについて、今、幼保一元化については、文部省と厚生労働省の中でも、施設を一体にした一元化は必要ではないかということをよく言われとるんです。また、文部省の方も特区によっては一元化した形で認めるということも言われておるわけございまして。順次そういう形になるということになりますけれども、斑鳩町としては、非常に施設を一つにするというのは、財源も必要になってくるし、今現在は、幼稚園は3カ所、保育園は2カ所、これを一つにするには非常に難しい面が出てくる、こういうこともございまして、随時供用化につきましては検討をしていきたいということの結論を得ておるわけです。

できることは、就園児の交流を幼稚園と保育所の交流をしていかなければならない。これは非常に難しい関係ですので、教諭、保育士との交流はしておりますが、子どもたちの交流はないわけです。出来るならば早くやっていきたい、こういうことを考えています。そういうことを含めまして、これからの幼稚園、保育所の施策につきましては、一元化に向かって取組まなければならない形になっていくだろうと、このように思っています。そういうように町も思っていますので、よろしく願いいたします。

○浦野委員長 松田委員。

○松田委員 実践できるものは積極的に実践をしていくと、そして、実践することによ

って阻害になるようなものは阻害条件を取り除くという関係での努力目標をきちっとして対応してほしいというように思うんで、これは、幼稚園だけの問題ではありません。全体に言えることですが、目に見える形で進めていただきたい。そういったものにしないと、依然として変わっていないといった批判を受けたり、マンネリ化してるとか言われて、あるいはそれでよしとして満足してしまうという傾向に陥るわけですから、常に研修と実践を尊重してやってほしい。

最後の問題ですけれども、斑鳩町に公民館、中央と東と西にあります。かなり中央公民館にしてもそれぞれかなり利用していただいているように思うんですけれども、それぞれは東は東の特徴、西は西の公民館の特徴があらわれつつあるかなと思うんですけれども、あるいは中央は中央、この辺についてどこでもよく似たものになっているのか、あるいは、東はこうだが西はむしろこうだとか、利用率が高いという関係についての分析結果があるようでしたら聞かせてもらいたいと思います。

○浦野委員長 阪野生涯学習課長。

○阪野生涯学習課長 斑鳩町にありますそれぞれの公民館の特徴的のようなものがあればということだと思うんですけれども、中央公民館につきましては、やはり自主の主催の教室といいますか、公民館教室を数多く開催しているということもございまして、やはり、高齢者の方、それから自主グループの方の利用はやはり多いと思います。高齢者の方も多いと思います。

それから、西公民館につきましては、地域柄等もございまして教室の数は少ないですが、割合子どもさんの利用が多いのではないかなというふうに考えております。

それから、東につきましては、これも地域柄だと思うんですけれども、やはり高齢者の方が多くて、特に自主グループで活動されている方の利用が非常に多いのが東公民館ではないかなというふうに考えているところです。

○浦野委員長 松田委員。

○松田委員 公民館の関係などについて、どういうふうにしていこうとしているのか。

○浦野委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 中央、西、東、それぞれ、今課長申し上げましたような利用状況がございします。特に、中央というのは、町の真ん中ということで、いろんな教室を開催するにいたしましても、町内全体を対象としたときにやはり中央公民館の方へ、そういう教室の開設が必然的に多くなってくる。そうしたことから、中央でいろんな1年間学習された

ものが、今度は、自主学習ということで、そのグループが引き続いて学んだことを今後も引き続き勉強したいと、そういうグループが生まれているわけで、そうした方がどんどんどんどん増えてきまして、中央公民館でどうにも利用をしていただけるような状況になってこないという状況です。そういった人たちが、西、東の方で自主的にグループの活動をされているというのが現状でございますが、そうしたことを考えますと、やはり西、東それぞれに自主学習を持っているものの、なかなかそういう集まりがないということもございますので、中央公民館の方でそうした学習会を充実したものに持っていきたいというふうに考えているところでございます。来年度に向けて今、公民館教室の対応について、どのような教室が今、希望されているのか。あるいはどんな時間帯がいいのか、いろいろ担当の方で研究をさせていただいています。

そうしたことも踏まえまして、今後、公民館の利用も含めまして、検討をしていきたいというように思っています。今のところ、中央公民館が学習の中心に斑鳩町の学習の中心になっているのではないかなと思っています。

○浦野委員長 松田委員。

○松田委員 いろいろと言われてるんですけど、やっぱり指導なり方向なりというものを持って、この公民館運営というものを考えられているのかなというふうに思うんですけども、やっぱり公民館それぞれの地域性が発揮されているように思えないんですね。特にここで、教室の数とか受講者数だけが出てるんですけど、249ページに、利用回数書いてますけどね、公民館の関係についても中央でできないから、東と西に振割ったということであったとしても、公民館の関係というのは、教室だけを中心に置いているのかどうかという、他の関係についてはどう利用されてるのかと、そういった関係についてはこれではわかりませんし、そうかというて、館長が兼務させているのかどうかわかりませんが、人ゼロというわけにいかんわけですからね、ところがそれは、変わり映えがないというのは、なぜこうなんだろうと。位置が適当でなかったということなのか、あるいは催し物が適当ではないということなのか。あるいは地域性の住民感情がそうなっているのか、一体どうなってるんやろうということについても全然わからんわけですよ。

例えば、憩の家ですと、東の方は初め少なかったんですね。だから、団体なんかの物事やるのは東でやるようにしていこうやと、個人の関係については西の方でできるだけやっていこうやと。バランスをとっていくというようなことで努力されてきてるんです

よね。そういった面での努力の跡というのも、余りそういうことは感じられないし、一体、公民館というのはどう使われてくるのか、どう指導しているのかな、あるいはどういうふうに考えていこうとするのかということなどについて、どんな検討をされているんやと。検討してる検討してるというのが、具体的に実践しているのは一つもないし、お聞きをすると、検討している検討していると言われるんですよね、中身が全然伝わってこない、いう現実のままだと思うんです。

こういう面についても施設ができればその当座の熱意とそれ以降になってくると依然としてこういう関係が出てくる。このことが、ある意味では、いわゆる行政のマンネリ化と言われていたり、あるいは多選批判という状況になってくるわけですよね。そういうことのないように、絶えず初心にかえって対応するという関係というのはどうしても必要になってくる。だから、建物を建てるだけではなくて、建物をどう活用させていくか、その活用をどう高めていくかという関係が、こういう決算の段階で数字であらわれてくるわけですから、この面を参考にしながら、具体的な対応というものを立てていく必要があるんじゃないかなということを感じるんです。

特に今年の場合は、10月に町長選挙が行われていくことになりまして、今日の新聞でも、我々の同僚の中から町長選挙に立候補するのやという態度表明を報道されていますし、それ何かも見ますと、多選批判と同時に、財政のあり方についていろいろ注文つけるんやというふうに言ってますね。たまたま我々はこの16年度決算の審査を行っているということにつきましては、無関心ではおれないわけですよね。我々としてもその点を十分確認しながら、改善していくものはしていく。さらに、進めるべきものは進める。やむを得ないからといって打切るものは打切るという大胆に的確に示していくという姿勢が必要だと思うんです。何に重点を置くのかということですね。

総花的にずっと並べるだけが良いということではだめだと思うんです。メリハリをつけて、どういうところに強調して、どういうところに力を入れると、そして、どういうところに欠陥があって、どう改めていくかという関係を具体的に精査をして、今後に生かしていくというのが、私は決算の任務だと思うんです。

そういう意味からいきますと、今までも決算委員会に臨んできましたし、そういう立場で物を言ってきてるんですけども、どうもそういう辺が認識が違うのかなと、皆さんかみ合わない。しかも、その場限りの答弁で終わっている形のものが非常に多いのではないかというふうに感じるんですが、その辺はどうなのでしょう。

○浦野委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 確かにおっしゃっていただいているように、前回の状況を見ましても、利用状況におきましては、前年度とほぼ同じ利用状況でございます。

そういった中で、今も申し上げておりますように、公民館という活動の中身、地域の方々の研修というものもあるわけでございますが、そういった方が1万人余り使っていて、地域の皆さん方、独自で使っていてというのが事実でございます。そういったことも踏まえまして、公民館での教室だけではありませんけれども、公民館で行います自主活動のあり方についても、十分、西、東の公民館含めまして自主学習の機会のあり方について十分研究をさせていただきたいと思っています。

○浦野委員長 ほかにございますか。飯高委員。

○飯高委員 先ほど、コピー機について質問ございましたけれども、有料で、1枚10円ということで、輪転機についての使用なんですけれども、無料ということでは聞いているんですけれども、その対象者と、また、枚数の限度ですね、限度枚数についてお伺いしたいと思います。

○浦野委員長 阪野生涯学習課長。

○阪野生涯学習課長 先ほど、中川委員の方から出ておりましたコピー機の使用枚数等につきまして、今現在調べておりますので、わかり次第報告させていただきたいと思えます。

輪転機でございますけれども、輪転機は、自分で用紙を持ってきていただきまして利用していただくということで、多分20枚以上のものについては輪転機を使用してくださいよという形をお願いしていると思えます。多分、上限は定めてなかったように思うんですけれども、そのあたりもちょっと先ほどの件と一緒に確認させていただきまして、ご報告させていただきたいと思えます。

○浦野委員長 コピーができる対象者。阪野生涯学習課長。

○阪野生涯学習課長 一応、町内住民の方、公民館利用者の方はすべて利用していただいていると思えます。

○浦野委員長 それと、222ページの学校いきいきプランの実施ということで、地域雇用創出特別法というんですか、実行されるわけですが、学校教育の活性化を図るということで、これを支援する学校支援のスタッフというのがおられると思うんですけれども、何人おられるのか、ちょっとお聞きしたいんですが。

- 浦野委員長 野崎教委総務課長。
- 野崎教委総務課長 16年度でございます、学校いきいきプランの実施ということで、斑鳩小学校に1名、斑鳩南中学校に1名、計2名でございます。
- 浦野委員長 飯高委員。
- 飯高委員 そのスタッフが非常勤の方であると思うんですけども、任期、勤務時間で、それをちょっと教えていただきたいんですけども。
- 浦野委員長 野崎教委総務課長。
- 野崎教委総務課長 これにつきましては、県の補助事業ということで、100%県の補助をもらっております。その中で、勤務時間なんですけども、6時間の五日の週35週ということでございます。これにつきましては、平成14年度から3ヵ年事業として実施されておるわけございまして、15年、16年度で最終年度ということでございます。
- 浦野委員長 任期がどうか、何ヵ月とか。野崎教委総務課長。
- 野崎教委総務課長 1年の中で35週ということでございます。
- 浦野委員長 まあそういった形でスタッフで使用されているわけですけども、その成果についてお聞きしたいんですけど。
- 浦野委員長 野崎教委総務課長。
- 野崎教委総務課長 これにつきましても、各斑鳩小学校、南中学校1名ずつおられる中で、生徒間のいろいろな悩み、子どもたちの悩み、そういうのがあって、その方たちが子どもの悩み等聞いていただいて、少しでも心を和らいでいただくということでの、幅広い教科の中での対応ということで実施してやっております。学校の方につきましても、校長先生にもいろいろお話を聞く中では、大変よくやっけていただいているということでお話を聞いているところでございます。
- 浦野委員長 飯高委員。
- 飯高委員 それは、例えば、心の教室の相談員ではないんですね。
- 浦野委員長 野崎教委総務課長。
- 野崎教委総務課長 学校生き生きプランにつきましては、これは奈良県の雇用促進の一環の事業ということで実施されて、先ほど教育長の方からのご説明の方でされたわけなんですけども、これ、障害学級の担任の教諭の助手とか、生徒指導の支援とか、総合的な学習の時間での対応ということで補助に入っけていただいているということでござい

す。

○浦野委員長 飯高委員。

○飯高委員 次に、スクールカウンセラーの関係ということですが、専門的な立場からカウンセリングを行っていただいている臨床心理士の資格者の方がされているんですが、契約と、カウンセリングの結果の状況をちょっとお聞きしたいと思います。

○浦野委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 まず、スクールカウンセラーでございます。これにつきましても、いじめや不登校、非行の問題とか、児童生徒の問題に対しまして、県事業としてスクールカウンセラー、先ほどおっしゃいました臨床心理士ということで2名配置させていただいております。これにつきましては、斑鳩中学校において現在おられます。これにつきましても県事業ということでございますので、100%の事業でございます。

これにつきましては、4時間で、二人で35週ということで、合計で280時間ということでの勤務ということでございます。基本的には、お一人、相談時間としては一人1時間という相談内容でお願いしております。ざっと内訳でございますけれども、16年度200件ございました。そのうち、生活全般については70件、不登校の問題について82件、それから、友人問題についてが15件、その他33件ということで、200件近い相談がございました。

○浦野委員長 飯高委員。

○飯高委員 相談の中で、平成15年と16年の数値を見ますと、相談件数が上がっているということで、こういう形でカウンセリング受けても、なおかつ数値が増えているという状況にあって、効果がどれぐらいあるのかなということで、新たな悩みの内容が膨らんできていると思うんですけども、次に、心の教室相談員の配置についてですけども、その相談員はどのような方がされているかちょっとお聞きしたい。

○浦野委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 心の教室相談員でございますけれども、これにつきましては、生徒の心の悩み、不安、ストレスの解消を図るため、心の相談員ということでの配置をいたしております。これにつきましては、町教委の方から一般公募でさせていただいております。これにつきましては、1時間1,200円で4時間の34日ということでの勤務で来ていただいております。それにつきましても、主に相談内容としては、学業の問題とか、友人関係、進路問題等についての生徒の相談を受けているということでございま

す。

○浦野委員長 ほかにございますか。嶋田委員。

○嶋田委員 教育費における各種審議会なり検討委員会なり推進委員会の報酬額ですね、トータルで結構ですから、教えていただけますか。

○浦野委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 教育総務から社会教育費で、教育費のトータル、総合計といたしまして605万400円でございます。

○浦野委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 それで、まず、223ページの民族資料室の維持管理ということで上げられてますねんけども、これの基本的な対象者ですね、それと、入場者数をちょっと教えていただけますか。

観光客が相手なのか、地元の住民さん相手なのか、小学生、中学生、学生を相手にしてるのかということなんです。

○浦野委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 一応、ここにつきましては、民族資料室ということで、開館が土曜日のみということでございますので、一般住民の方、それから観光の方を対象としてさせていただいているということでご理解を願いたいと思います。

それと、入場者数なんですけども、年間68人の利用ということで、月平均いたしますと5.6人という形でございます。

○浦野委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 文化的な施設というのはお金かかるというのは理解できるんですけども、土曜日だけの開館で、年間68人、で、これ26万2,200円ですか、かかっているということなんですけれども、これは、考え方によれば、わざわざ、民族資料室と銘打たなくても、ほかの施設を使って展示できるのではないかなと思うんですけども、そこら辺、そういう考えを持っておられるのかどうか、ちょっとお聞きをします。

○浦野委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 民族資料室につきましては、今、土曜、以前は土曜、日曜日を開館していたわけですが、利用者も余り伸びてこないというのが現実でございました。しかし、その面については、学校教育の中で教材として使っているという部分もございます。そういった社会科の中で、あるいは総合学習の中で、こうした資料を使いながら勉強してお

ります。将来的に、土曜・日曜の開館については、十分また利用状況を見ながら検討しなければならないというふうに思うわけですが、現在の斑鳩小学校の学習の中で一部利用をさせていただいているということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○浦野委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 今、学校の校教育の資料としてお使いになってるということですが、そうしたら、東小学校なり西小学校の児童は、わざわざそこへ見にくるわけなんですか。

○浦野委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 西、東にも、今、斑鳩小学校のようなああいう整備をしておりますけれども、そういう民俗資料を集めた教室があり、そこに展示させていただいています。

○浦野委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 そしたら、それは民族資料室ではないわけでしょ。ここに書いてある。

○浦野委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 ここは、そういう斑鳩町の民族資料館として整備されたものでございます。そうしたものでありますから、一般にも公開をして、利用に供しているということで実施してまいりました。

あわせて、学校のそうした学習の教材として使っているということでございます。また、西、東につきましても、地域の皆さん方のご理解を得て、今日まで日常生活として使ってこられたものを、今不用になったので、一つ学校の教材としてということでいただいて、教室を一つ、そういう資料室に充てながら保管をさせていただいています。そして、必要ときに教材と教具を出しながら、子どもたちが勉強しているということでございます。

○浦野委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 学校教育、資料としてはもちろんいいことなんですけれども、そうしたら、26万5,200円というこの金額の内訳いうんですか、何に使われているものなんですか。

○浦野委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 これにつきましては、民俗資料館の管理していただいておりますシルバー人材センターに対します委託料でございます。

○浦野委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 基本的に人件費ということですかね。年間68人、土曜だけの開館で、それだけお金使う必要があるのかどうかというのは多少疑問に思いますので、もっと来場者、入場者を呼べるような形でもって考えていくのも一つの方法であるだろうと思いますので、そちらもまたひとつご検討お願いいたします。

それと、225ページのスクールカウンセラーの配置、これちょっと教えていただきたいんですけども、相談件数が合計200あるんですけども、その内訳として、教員84というのがあるんですけど、これはどういうことなんですかね。教師の方がスクールカウンセラーに来ておられるということなんですか。

○浦野委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 この中で、教師も、子どもに対する指導の方法、指導の継続性というところで相談されているケースというのがございます。

○浦野委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 今、相談内容おっしゃってましたけれども、その84という数値の中に、継続して同じ先生が何回も来られてるのか、それとも、広範囲に来られてるのかということとは把握されてます。

○浦野委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 この相談件数なんですけども、84件の教員の方が相談されるということで、主に、不登校ぎみな子どもに対する先生の指導方法についてカウンセリングを受けているということをごさしまして、同じ先生が重複されているということで、たくさん先生方が相談されているというよりも、ある程度そういう限られた先生ということも含めてでございます。

○浦野委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 なるほど熱心な先生やから、いろいろ考えられて相談される、それはええことなんですけれども、先ほどから問題になってる、職員の研修いうんですかね、そこら辺でのこれだけの僕から言うと飛び抜けた数値出てるわけですから、研修でもってある程度、先生に研修していただくいうのも一つの方法ではないかなとは思いますが、そういうふうな、夏休みなりの研修という、そういうような研修はされておられるんですかね。

○浦野委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 これにつきましても、各教科ごとの中学校におきましては各教科ご

と、小学校についても専門以外の研修もされてるわけなんですけども、そこで、校内研修という中でございまして、職員の先生方で、各夏休みのいろいろ報告する中でいろいろ研究もされて、そこでもいろいろ不登校とかの関係につきましても、研修として教育としてされているということでお聞きしております。

○浦野委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 わかりました。カウンセラーに行かんらんほど、いろいろ苦しんでおられるということなんで、そういう先生だけじゃなしに、学校全体で対応していただきたいとは思いますが。

それと、学校給食ですが、これは、先ほども同僚議員もおっしゃっておられまして、斑鳩町はすごくおいしく、温かく、生徒児童、保護者、喜んでおります。これ、財政難になってきて、各校に一つの調理室ということやなしに、センター方式ということが求められるようなことになってくるかもしれませんねんけれども、そのような考えは持っておられるんですかね。

○浦野委員長 小城町長。

○小城町長 私は、これは、センター方式というかそれは考えておりませんし。ただ、現在の給食の関係等については、やはり今後、そういうふうな委託をしていくとか管理者的な委託というのか、そういうものも考えていかねばならないと考えています。

○浦野委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 はい、それを聞いて安心しました。ただし、今、財政健全化住民会議ですか、そういうふうな席でもって、センター方式にした方が良いのではという話が出ないとも限りませんので、そこら辺、もしか出た場合にはどうされるんでしょうかね。

○浦野委員長 小城町長。

○小城町長 そういうことも出る可能性はなきにしもあらずですから、私は、やっぱりこうして計画してきたというのか、斑鳩町にとっては皆さんが喜んで給食をしていただける、そういう環境づくりができておるわけですから、確かにセンター方式にしたら安くつくというだけのことでなく、やっぱり食というのは子どもさんのやっぱりおいしい給食を配食することが大事であろうということも踏まえて、こういうことについては財政難ではありますけれども、やっぱりそれはそれとして継続して財政を削っていくという考えでいきたいと思っています。

○浦野委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 財政健全化住民会議ですか、いろいろご審議はいただくと思うんですけども、きのうより、私、各審議会、検討委員会、推進委員会、いろいろ金額、報酬額ですね、お聞きしております、きょうの教育費605万は、これちょっと予想外で、これは教育委員さんの費用も入っているかと思うんですけども、きのうまでの時点で、大体250万ほど報酬額かかっているということですけども、これは、条例で、委員8,000何がしかの報酬決まっておりました。名前上げていいんかどうかわかりませんねんけれども、文化財団の方では報酬額がかなり下げられました。遠くから来ておられる方が、これ、交通費も出えへんの違うかなと思うほど下げられてますんで、斑鳩町にある財団で、そういうふうな形でもって報酬額が引き下げられてるということは、この斑鳩町の中でも、検討する時期に来てるんじゃないかなと私自身は思っています。条例で決まっておりますから、金額が高いか安いか、適当なのかというのは私自身はコメントしませんけれども、その財政健全化住民会議に諮っていただいて、そこら辺は審議していただけたらと思います。

ただし、ただ数値を下げるのではなしに、先ほども町長おっしゃっていただきましたように、審議する委員会なり対象物の位置づけ、あり方、内容、システムを精査していただいて、その上でその数値が適当なんか、いや、高い、低いというふうなことを審議していただけたらなと思いますので、一応これは提言ですので、申し述べておきます。

これで終わっておきます。

○浦野委員長 里川委員。

○里川委員 言い忘れてたんで、お願いしたいと思います。

260ページ、町民体育大会費で、町民体育大会開催していただいたときに、参加者約4,000人というふうに書いていただけてるんです。ここで毎年問題になっていると思うんですけど、女性用トイレがどうしても不足がちになるんですが、もともと健民グラウンドについている女性のトイレを私も使うんですけど、水のたまりがすごくゆっくりなんです。ゆっくりやから、次の人入ってまた流したら、水がちょっとしか流れなくて、どんどん詰まって、もうそのトイレは使えなくなると。もともと少ないのに使えなくなって、また少のうなっていくと。それで、使われへんトイレは増えていくというようなことが起こってまして、今年は、ちょっと中学校の方のトイレ回してくださいというようなことを、私もあれやったら向こうも貸してもうてくださいやとかいろいろ言うてたんですけども、その辺、大分ひまかかって大分並んで、ひまかかってんのと、

トイレの水の出がちょっとどうなってるのか私もわからない。屋外にあるトイレなんで、余り早く水溜まんようにわざわざ設定してあるかどうかわからないんですけど、屋内にあるトイレとちょっと水のたまり方も違うような気がするんですけど、その辺で、ちょっとまた町民体育大会では、せっかく多くの女性の方が参加していただいているんですが、このことについては毎年問題になっているようですので、その水の出を当日だけちょっと開けるとか、そういうことも可能なんかどうか、技術的なことわかりませんが、何かまた工夫を是非していただきたいということをお願いします。

それと、246ページに、成人式を開催していただいていることが書かれてまして、こないして見させていただいたら、参加人数、割といいですよ、80%超えてる成人の方が参加していただいていると。以前から、私ら、次世代育成支援の関係の中で、若者像の意見がなかなか取り入れられないし、若者の方たちの状況がつかみにくいでしょうと、町の行政としては、ということ言うてたんで、是非とも、この成人式、せっかく8割以上の方参加していただいているので、簡潔な、また的を得たアンケート調査など実施できるようであれば、若い方がどんなことを考えてはるのか、そういうことを投げかけることによって、また若い方に行政に関心を持っていただけるような、何かそういうことを是非やっていただけたらなということ。そのちょっと参加の状況を見て、それとまた、このごろの成人式わざわざしてましても、人が話し出したり、何かが始まると静かになって、皆なかなかしっかり大人になって、斑鳩町の方になっていただいていると思いますので、また、是非そういうこともご検討いただきたいということ、この機会ですので、ちょっとお願いしておきたいなと思います。

○浦野委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

これをもって、第9款 教育費についての審査を終わります。

13時まで休憩します。

(午後 0時00分 休憩)

(午後 0時59分 再開)

○浦野委員長 再開します。

次に、第10款 災害復旧費、第11款 公債費、第12款 予備費について、あわせて説明を求めます。

ちょっとお待ちください。

その前に、先ほどの答弁でお答えしていただきたいと思います。阪野生涯学習課長。

○阪野生涯学習課長 申しわけございません。中川委員の方から聞いておりました、東公民館、西公民館のコピーの枚数の件でございますけれども、東公民館につきましては、1年間で4,200枚、それから、西公民館では3,881枚ということでございまして、使用料については、東公民館が4万2,000円、それから西公民館が3万8,810円ということでございます。よろしくお願い申し上げます。

○浦野委員長 第10款 災害復旧費、第11款 公債費、第12款 予備費について、あわせて説明を求めます。植村総務部長。

○植村総務部長 それでは、第10款 災害復旧費、第11款 公債費、第12款 予備費についてご説明を申し上げます。

まず、265ページから269ページの第10款 災害復旧費でございます。

第2項 公共土木施設災害復旧費 第1目 道路橋梁災害復旧費を除きまして、全額未執行となっております。なお、266ページ、第2項 公共土木施設災害復旧費 第1目 道路橋りょう災害復旧費であります。予算現額386万6,000円に對しまして、決算額は363万4,231円で、執行率は99.1%となっております。

平成16年5月13日に発生いたしました局地的豪雨によりまして、町道141号線の路肩の一部が崩れる被害が発生したことから、公共土木施設災害として国の承認を受け、9月町議会定例会での予算補正のご承認をいただき、復旧工事を行ったところでございます。

次に、270ページから271ページにかけての、第11款 公債費でございます。

第1項 公債費につきまして、予算現額21億3,517万9,000円に對しまして、決算額は21億3,516万3,480円で、執行率は99.9%となっております。

平成16年度における町債の状況につきましては、借入額が16億6,410万円、元利償還額が19億2,351万170円で、年度末の町債残高は87億9,682万1,000円となり、前年度と比較いたしまして2億5,941万円減少いたしております。

最後に、271ページの、第12款 予備費でございます。

平成16年度では、老人憩の家地下タンク緊急修繕に105万円、平成16年5月13日の局地豪雨に伴う水防活動に126万円、同じく平成16年5月13日の局地豪雨により発生いたしました町道141号線災害復旧工事に伴う測量設計に31万5,000

0円、中央公民館冷房設備緊急修繕に63万円、東公民館エアコン緊急修繕に63万円、それと、峨瀬集会所に係る、損害賠償請求住民訴訟事件に伴う弁護士着手金に66万1,500円、斑鳩西小学校水道管漏水緊急修繕に84万円、10月20日の台風23号の接近に伴う職員待機に5万円、高齢者インフルエンザ予防接種の需要増加に75万8,000円、合計619万4,500円をそれぞれの費用に充用しております。

以上、簡単ですが、第10款 災害復旧費、第11款 公債費、第12款 予備費の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○浦野委員長 説明が終わりましたので、第10款 災害復旧費、第11款 公債費、第12款 予備費について質疑をお受けいたします。

ございませんか。中川委員。

○中川委員 271ページの、借入先別現在残高。これの利息のパーセンテージわかりません。

○浦野委員長 藤原企画財政課長。

○藤原企画財政課長 具体的には過去に借入れた起債でございますが、それぞれに年度に応じて起債額と利率というのはかわっております。おおむね借入先別に申し上げた方がよろしいでしょうか。

まず、財務省でございますけれども、一番低いのが、今現在の直近では、平成16年度の直近でございます。それが1.1%、そして、総務省につきましては1.3%、公営企業金融公庫は1.6%、南都銀行は1.373%、全国自治協会は0.6%ということでございます。これにつきましては実績は平成15年度でございます。

○浦野委員長 中川委員。

○中川委員 貸す方の枠というものもあるかわかりませんが、高いところを少なくして、安いところを増やすということはできないのかどうか。

○浦野委員長 藤原企画財政課長。

○藤原企画財政課長 地方債の借入にかかることでございますけれども、国の方で地方債計画というのがございます。あるいは財政投融资計画というのを出示しております。ただ、それによって、事業に応じて借入先というのを割振されます。そういった中で若干の融通というのがございまして、委員おっしゃるように、できるだけ利率の安いもの、あるいは交付税算入などについて取入れていく努力はさせていただいております。

○浦野委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浦野委員長 ないようですので、これをもって、第10款 災害復旧費、第11款 公債費、第12款 予備費についての審査を終わります。これをもって、歳出に対する質疑を終結いたします。

続いて、一般会計歳入全般についての説明を求めます。植村総務部長。

○植村総務部長 それでは、歳入の状況についてご説明いたします。

主要な施策の成果の47ページをお開き願いたいと思います。

平成16年度の歳入決算額は、第2表の平成16年度一般会計歳入決算の内訳のとおりでございます。93億2,724万3,000円でございます。前年度決算額と比較いたしまして5億8,151万円、6.6%の増となっております。

その主な内訳でございますが、町税につきましては28億331万9,000円、構成比といたしまして30.1%、地方交付税が23億5,020万5,000円、構成比が25.2%、町債につきましては16億6,410万円、構成比17.8%、国庫支出金が4億4,934万5,000円で、構成比4.8%、繰越金が4億3,146万7,000円で、構成比が4.6%、繰入金が3億4,027万3,000円で、構成比が3.6%となっております。これを前年度の決算額と比較いたしますと、町税につきましては、48ページの第3表、平成16年度町税決算の状況のとおりでございます。固定資産税につきましては4,253万9,000円、3.7%、都市計画税が291万2,000円、2.2%、軽自動車税が135万4,000円、4.7%、それぞれ増加いたしておりますものの、厳しい経済情勢を背景に、引き続き町民税が6,159万3,000円、4.7%の落ち込みをいたしております。たばこ税につきましては1,640万3,000円、8.5%の減収となっております。そういったことから町税収入全体におきましても、対前年度比3,119万1,000円、1.1%の減となっております。

なお、平成16年度におきます町税の不納欠損処分については、54件で922万7,807円を処分させていただいております。また、目的税であります都市計画税1億3,444万4,000円の使途状況についてでございますが、決算附属参考資料の10ページに記載はさせていただいておりますが、公共下水道事業、流域下水道事業、まちづくり交付金事業及び都市計画事業、町債償還額にその全額を充当させていただいております。

次に、地方交付税につきましては、三位一体の改革に伴います地方交付税の改革によりまして、国全体の地方交付税総額が6.5%も減少する中、本町におきましては、対前年度比600万2,000円、0.3%の微減にとどまっております。その内訳は、普通交付税につきましては20億4,900万6,000円、特別交付税が3億119万9,000円となっております。

次に、町債につきましては、地方一般財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として発行が認められている臨時財政対策債、公営住宅建設事業債、中宮寺跡史跡用地購入事業債、駒塚古墳等史跡用地購入事業債などが減額となったものの、平成7年度及び8年度に借り入れた減税補てん債の借り換えの実施、JR法隆寺駅周辺整備事業債の借り入れ等によりまして、対前年度比2億8,510万円、20.7%の大幅な増となっております。

次に、繰入金につきましてはであります。

本町の課題であります都市基盤整備の一層の推進を図るため、公共施設整備基金、都市計画事業整備基金を取り崩しましたことから、対前年度比3億3,197万3,000円、3,999.7%の大幅な増となっております。

次に、国庫支出金でございますが、特定資金公共投資事業債の一括償還に係る償還時補助金、児童手当給付に係る国庫補助負担金、障害者支援費制度に係る国庫補助負担金、緊急地方道路整備事業交付金、交通安全施設等整備事業費補助金などは増加したものの、三位一体の改革に伴います国庫補助負担金の改革により、保育所運営費負担金が減額となり、そして、まちづくり総合支援事業費補助金、公営住宅整備事業費補助金、学校施設整備費補助金、市町村合併準備補助金などが減少しましたことから、対前年度比1,081万2,000円、2.3%の減となっております。

続きまして、これらの歳入を、その用途に制約がなく自由に使える一般財源と、用途が制約されている特定財源に分類いたしますと、一般財源につきましては、町税、地方交付税合わせてまして68億2,615万3,000円で、対前年度比8,397万8,000円、1.2%の減となり、歳入全体に占める割合は5.8%減少をいたしまして、73.2%となっております。

一方、特定財源につきましては25億109万円で、対前年度比6億6,548万8,000円、36.3%の増となり、歳入全体に占める割合は5.8%と増加いたしまして、26.8%となっております。

また、歳入を町が自主的に調達できる町税使用料及び手数料等の自主財源と、その調達を国、県に依存いたします地方交付税、国庫支出金、県支出金、町債等の依存財源に分類いたしますと、基金繰り入れを行ったことから、47ページの第2表の、平成16年度一般会計歳入決算の内訳のとおり、自主財源につきましては39億6,847万3,000円で、対前年度比2億7,114万6,000円、7.3%増となり、歳入全体に占める割合は0.2%増加いたしましたして、42.5%となっております。

一方、依存財源につきましては53億5,877万円で、対前年度比3億1,036万4,000円、6.1%の増となっております。歳入全体に占める割合につきましては0.2%減少いたしましたして、57.5%となっております。

以上、簡単でございますが、歳入全体についての概要を説明させていただきました。よろしくお願ひ申し上げます。

○浦野委員長 説明が終わりましたので、一般会計歳入全般について質疑をお受けいたします。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浦野委員長 ないようですので、これをもって歳入に対する質疑を終結いたします。

次に、認定第3号 平成16年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審査に入ります。説明を求めます。中井住民生活部長。

○中井住民生活部長部長 それでは、認定第3号 平成16年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましてご説明を申し上げます。

まず初めに、議案書を朗読させていただきます。

認定第3号

平成16年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
標記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

平成17年9月2日提出

斑鳩町長 小城利重

まず、国民健康保険事業は、自営業者や農業従事者など職場の健康保険に加入することのできない方々が加入する医療保険制度で、斑鳩町が保険者となって運営を行い、その歳入歳出につきましては、法令に基づき、特別会計を設けて経理を行っているところ

でございます。

国民健康保険を取り巻く状況は、高齢化の進展や医療技術の進歩等に伴いまして、医療費は年々増加し、長引く景気の低迷によりまして被保険者も増加する一方で、所得が減少するなど大変厳しい状況でございます。

当特別会計の予算の執行に当たりましては、歳入につきましては、税收の確保に努め、歳出につきましては、経費の節減、合理化と運営の効率化に努めましたものの、平成16年度の国民健康保険事業特別会計決算は、歳入決算額21億3,081万6,572円、歳出決算額が23億8,499万7,191円となり、歳入歳出の差し引き額が2億5,418万619円の歳入不足となっております。このため、平成17年度会計におきまして、同額の繰上充用の予算措置をさせていただき、決算を終えたところでございます。

なお、平成16年度療養給付費国庫負担金の精算によります平成17年度交付額179万6,946円と、平成16年度療養給付費交付金の精算によります平成17年度交付額137万8,510円の歳入が見込まれますことから、実質的な収支額は2億5,100万5,163円の赤字でございます。歳入歳出それぞれの決算額を前年度と比較をいたしますと、歳入では1億6,333万264円、8.3%の増、歳出では2億4,947万2,412円、11.7%の増となっております。

それでは、決算の状況につきまして、歳出の方から、各々の款ごとにご説明を申し上げます。

初めに、第1款 総務費全体でございますが、予算現額が4,679万7,000円に対しまして決算額は4,425万7,208円で、94.5%の執行率でございます。

初めに、まず、276ページをご覧いただきたいと思えます。

第1項の総務管理費でございます。

予算現額が3,028万7,000円に対しまして、決算額は2,904万931円で、95.8%の執行率でございます。

国保業務に携わります職員の人件費及び事務執行に係ります経常経費が主な支出となっております。

次に、278ページの、第2項 徴税费でございます。

予算現額が1,527万6,000円に対しまして、決算額は1,424万6,942円で、執行率は93.2%でございます。

国民健康保険税の賦課徴収に携わります職員の人件費及び嘱託徴収員の賃金、賦課事務に係ります委託料が支出の主なものとなっております。

次に、282ページの第3項、運営協議会費でございます。

予算現額29万9,000円に対しまして、決算額は11万7,000円で、39.1%の執行率でございます。

国民健康保険運営協議会を2回開催するための委員報酬でございます。

次に、283ページの、第4項 趣旨普及費でございます。

予算現額が93万5,000円に対しまして、決算額は85万2,335円で、91.1%の執行率でございます。

国民健康保険制度の啓発や理解を推進するため、周知用冊子の配布で行いますとともに、エイズにつきましても、正しい知識の啓発のための冊子を配布いたしたところでございます。

次に、284ページの、第2款 保険給付費でございます。

保険給付費全体の予算現額は15億2,402万4,000円で、決算額は15億338万6,487円で、執行率が98.6%でございます。

当該科目は当特別会計予算の過半を占め、国民健康保険事業の中核をなす科目でございます。

初めに、第1項の療養諸費でございます。

予算現額が13億6,884万6,000円に対しまして、決算額が13億6,034万494円で、99.3%の執行率でございます。

療養費全体では、前年度より1億6,447万3,690円、13.8%の増となっております。これは、前年度の給付件数より1万2,126件増の9万7,183件となったことが主な要因ではないかと考えております。

次に、286ページの第2項 高額療養費でございます。

予算現額が1億3,837万8,000円に対しまして、決算額が1億2,890万5,993円、93.1%の執行率でございます。

前年度と比較をいたしますと、給付件数では165件、12.8%増となり、給付額におきましても1,555万8,674円、13.7%の増となっております。

次に、287ページの、第3項 移送費でございます。

今年度につきましてはこの給付の事案がなく、未執行で終わっております。

次に、288ページの第4項 出産育児費でございます。

予算現額1,350万に対しまして、決算額が1,110万円、82.2%の執行率でございます。

今年度の給付件数は、昨年度より1件増の37件に対しまして給付を行っております。

次に、289ページの第5項 葬祭諸費でございます。

予算現額320万円に対しまして、決算額が304万円で、95.0%の執行率でございます。

今年度の給付件数は、昨年度より2件増の152件に給付を行っております。

次に、290ページの第3款 老人保健拠出金でございます。

予算現額4億9,207万1,000円に対しまして、決算額は4億9,207万262円で、執行率は99.9%でございます。

老人保健の制度上、斑鳩町国民健康保険も、一保険者として社会保険診療報酬支払基金に拠出をいたしました。前年度と比較をいたしまして、7,090万3,607円、12.6%の減となっております。

次に、291ページの第4款 介護納付金でございます。

予算現額1億3,399万1,000円に対しまして、決算額は1億3,399万518円で、99.9%の執行率となっております。

斑鳩町国民健康保険被保険者のうち、介護保険の2号被保険者に係ります介護給付費納付金として、社会保険診療報酬支払基金に納付を行っております。

なお、前年度と比較をいたしまして2,881万7,635円、27.4%の増となっております。

次に、292ページの第5款 共同事業拠出金でございます。

予算現額3,857万3,000円に対しまして、決算額は3,857万1,585円で、99.9%の執行率でございます。

高額医療費共同事業は、国民健康保険団体連合会が政令の定めるところによります高額な医療費に関する給付の発生が国民健康保険の財政に与える影響を緩和するために、市町村に対しまして高額な医療に関する給付に係ります交付金を交付する事業で、その費用に充当するための拠出でございます。

なお、当事業では、国及び県がそれぞれの拠出金額の4分の1に相当します額を負担することとなっているところでございます。

また、歳入におきまして、4,480万8,149円の受け入れを行っているところでもございます。

次に、293ページの第6款 保健施設費でございます。

予算現額385万7,000円に対しまして、決算額が341万5,699円で、8.5%の執行率でございます。

医療費通知は、被保険者が保険者に療養に要した額を通知することによりまして、医療費の抑制を図ることを目的に、全国的に取り組んでいる事業でございます。これに要しました費用として173万5,051円となっております。

続きまして、人間ドッグ検診受診助成事業につきまして、38人の方が受診をされまして、75万4,000円の助成を行っているところでございます。また、被保険者が健康的な日常生活を送り、なおかつ総医療費の抑制を図るために取り組んでおります総合健康づくりに92万6,648円の支出もいたしておるところでございます。

次に、294ページの第7款 公債費につきましては、未執行の状況となっております。

次に、295ページの第8款 諸支出金でございます。

予算現額187万1,000円に対しまして、決算額が116万6,961円、62.3%の執行率でございます。

過年度収入分の国民健康保険税の還付が支出の主なものとなっております。

次に、296ページの第9款 予備費でございます。

これにつきましては未執行となっております。

次に、297ページの第10款 前年度繰上充用金でございます。

平成15年度の決算におきまして歳入不足が生じたことから、その不足額1億6,813万8,471円を、平成16年度におきまして繰上充用の措置をさせていただいているところでございます。

続きまして、歳入の決算状況でございます。

274ページにお戻りをいただきたいと思います。

第1款の国民健康保険税でございますが、最終予算額が7億7,160万円に対しまして、決算額は6億9,624万円で、7,535万9,891円の歳入不足となっております。

平成16年度課税の国民健康保険税の調定額7億2,615万9,000円に対しま

して、収入額は6億7,177万4,136円で、収納率は92.5%でございます。前年度と比較をいたしますと、調定額では1,259万1,500円、1.8%の増、収入額では954万3,386円、1.4%の増となっているところでございますが、収納率では0.3ポイントの減となっております。

また、滞納繰越分につきましては、調定額2億3,340万7,383円に対しまして、収納額は2,446万5,973円で、10.5%の収納率となっております。これを前年度と比較いたしますと、調定額では1,435万677円、6.6%の増、収納額では559万1,630円、18.6%の減、収納率につきましては3.2ポイントの減となっております。現在も、収納率向上に向け取り組んでいるところでございますが、今後も収納率向上に向けた一層の取り組みに努めてまいりたい、このように考えております。

次に、第2款の国庫支出金でございますが、一般被保険者に係ります保険給付費、老人保健拠出金、介護納付金等の補助といたしまして7億3,797万4,000円の受け入れとなっております。

次に、第3款 療養給付費交付金でございます。

退職被保険者等の保険給付費、また老人保健拠出金に充当するため、社会保険診療報酬支払基金から4億5,871万6,000円の受け入れとなっております。

次に、第4款 県支出金でございます。

歳出のところでご説明を申し上げましたように、共同事業拠出金に係ります県負担分の受け入れや、福祉医療制度によります国民健康保険の医療費の負担の波及増を補てんする補助金といたしまして、1,785万2,000円の受け入れを行っております。

次に、第5款 共同事業交付金では、歳出でご説明を申し上げましたように、高額医療費共同事業の交付金といたしまして4,480万8,000円の受け入れを行っております。

次に、第6款 財産収入では、国民健康保険財政調整基金の運用益といたしまして、7,205円を預金利子として受け入れを行い、同額を当基金に積み立てを行っております。

次に、第7款 繰入金でございます。

保険基盤安定、職員給与費、出産育児一時金、財政安定化支援事業等に係ります所要額を一般会計から繰入を行っているところでございます。

次に、第9款 諸収入でございます。

346万2,000円の受け入れとなっております。

被保険者の保険給付に係ります第三者行為損害賠償納付金が主なものでございます。

以上で、斑鳩町国民健康保険事業特別会計の説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜りまして、原案どおりご認定を賜りますようお願い申し上げます。

○浦野委員長 国民健康保険事業特別会計につきまして説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。里川委員。

○里川委員 代表監査委員さんもおっしゃっておられましたけれども、国保に関しましては、退職者の受け皿というような形で今後も運営していくとなると、財政的にはこれからさらにまだ厳しくなるであろうということ、このあり方についても、根本的にもきちっと考えていかないといけないなというようなことを私自身も本当に強く感じてるんですけれども、この国保加入世帯割合ですね、277ページに書いていただいているのを見ますと、世帯の49.1%になっていると。今後、さらにこれは、多分割合も上がってくるのかなと、高齢化に向けて。赤字の財政続いているけど、退職しはった人、支払い能力もそう高くはないですから、けど、年いってきて病気もしはる率も高くなっているという中では、本当に大変な国保事業、今後きちっと考えていかなあかんということ、で非常に心配してるところなんですけれども。

ここでちょっと、そういうことも含めて今後考えていかんとあかんので、ちょっと確認をしたいんですが、斑鳩町が採用している、2割、5割、7割の軽減をさせていただいてると思うんですが、その軽減をしている世帯数というのをちょっと知りたいなと思いますので、この16年度中のそういった軽減されてる世帯、わかったら教えていただけたらというふうに思います。

○浦野委員長 清水健康推進課長。

○清水健康推進課長 軽減世帯の関係でございますが、16年度で、2割軽減世帯につきましては513、5割軽減につきましては196、7割につきましては1,498でございます。

○浦野委員長 里川委員。

○里川委員 7割軽減を受けておられる世帯も非常に多いということですので、なおさら、本当に、これ、また今後、この16年度決算を見る中でいろいろ委員の中からもご心配もありましたけど、代表監査委員さんもお心配いただきましたけれども、十分、運協

の方で協議をしていっていただきたいというふうに思います。

それと、不納欠損の処理をしていただきましたよね。280ページですか、45件の780万8,820円のこの不納欠損処分をされた理由なんですが、主なものというのはどういうものであったのか、確認をさせていただきたいと思います。

○浦野委員長 清水健康推進課長。

○清水健康推進課長 この今回の不納欠損処分の内訳でございますが、3通りございます。まず、地方税法の15条の7の5、それと、同じく4、それと、地方税法の18条の1というようなことがございますが、一番大きいのが地方税法の15条の7の5項の、滞納処分する財産がなく、納入する義務を消滅させた者ということでございます。

○浦野委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。里川委員。

○里川委員 ごめんなさい、もう1点。高額療養費については最高でどの程度の高額療養費が16年度にはあったのかというの、これ、一般被保険者と退職被保険者と、高額療養額についても別々に書かれてるんですが、もし、それぞれで最も高い高額療養費というのはどういうもので、どういう内容というか、病気というんですか、どういうものであったのかいうのを、ちょっと参考までに聞いておきたいというふうに思います。

○浦野委員長 清水健康推進課長。

○清水健康推進課長 16年度の関係でございます。一番高いやつといいますと、金額的にいいますと約871万円かかっておりまして、その病名でございますが、バットキャリー一症候群という病名でございまして、要は、肝臓から出る血液の流れが悪くなるいうことで、吐血とか下血の症状が出ているという病気でございます。

二つ目といたしましては腎不全、約460万円というのが大きいところでございます。退職、一般、両方という形で言わせていただいております。

○浦野委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浦野委員長 ないようですので、これをもって国民健康保険事業特別会計に対する質疑を終結いたします。

続いて、認定第4号 平成16年度斑鳩町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について審査に入ります。

説明を求めます。中井住民生活部長。

○中井住民生活部長 それでは、認定第4号 平成16年度斑鳩町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定につきましてご説明を申し上げます。

初めに、議案書を朗読させていただきます。

認定第4号

平成16年度斑鳩町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
標記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

平成17年9月2日提出

斑鳩町長 小城利重

老人保健特別会計の決算の概要につきましてご説明を申し上げます。

本特別会計では、住民の方の老後における健康の保持と適切な医療の確保を図るため、高齢者の医療費につきまして、医療保険とは独立した形で給付を行い、福祉の向上に努めているところでございます。

平成16年度の本特別会計の収支状況でございますが、292ページのところでございますように、歳入総額で21億5,762万5,000円、歳出総額で21億7,272万5,000円、歳入歳出差し引き額マイナス1,510万円ということで、歳入不足が生じてきたところでございます。このため、平成17年度会計におきまして、同額の繰上充用の予算措置をさせていただきます。決算を終えているところでございます。なお、この財源につきましては、県から負担金の精算交付を受けるということになっているところでもございます。

それでは、歳出の方から、各々の款ごとにご説明を申し上げます。

301ページをご覧いただきたいと思っております。

第1款 総務費でございます。

予算現額999万6,000円に対しまして、決算額は971万9,479円、97.2%の執行率でございます。

老人保健業務にかかわります事務経費の支出が主なものとなっております。

次に、302ページの第2款 医療諸費でございます。

予算現額21億6,049万7,000円に対しまして、決算額は21億3,368万2,845円、98.7%の執行率でございます。

前年度と比較をいたしまして8,561万2,367円、4.2%の増となっております。

ます。

老人医療の受給対象年齢の段階的な引き上げに伴います老人保健対象者の減少にもかかわらず、2年連続で減少いたしておりました医療費が本年度は増加に転じました。これは、鍼灸やマッサージ等の療養費の増加、入院件数の増加及び1件当たりの給付額の増加が補助費の支出を押し上げたことが要因になっているのではないかと考えております。通院や歯科医療が減少いたしておりますことから、受診される医療サービスが重度化していることが伺える結果となっております。しかし、これは、老人保健対象者の平均年齢の高齢化に伴うものなのか否かというのは定かではございませんが、この推移につきましても、十分、今後も留意をしなければならないというふうと考えております。

次に、304ページの第3款 諸支出金でございます。

予算現額60万9,000円に対しまして、決算額は60万7,426円で、執行率は99.7%でございます。平成15年度で超過交付を受けました国庫支出金の償還を行ったことによるものでございます。

次に、305ページの第4款 予備費につきましても未執行となっております。

次に、306ページの第5款 前年度繰上充用金でございます。

予算現額が2,871万5,000円に対しまして、決算額が2,871万4,956円、99.9%の執行率となっております。

平成15年度の決算におきまして歳入不足が生じたことから、その不足額を平成16年度におきまして措置をさせていただいたものでございます。

続きまして、歳入の部につきましてもご説明を申し上げます。

300ページにお戻りをいただきたいと思っております。

第1款の支払基金交付金でございます。

13億6,413万7,000円の受け入れとなっております。

各医療保険の拠出金を再分配されたもので、医療費の法定負担分と審査支払手数料交付金でございます。

次に第2款 国庫支出金では、5億2,109万2,000円の受け入れとなっております。国が負担すべき医療費の法定分の受け入れが主なものでございます。

次に、第3款 県支出金では、1億3,181万8,000円の受け入れでございます。これにつきましても、県が負担すべき医療費の法定分の受け入れを行っているところでございます。

次に、第4款の繰入金では、1億3,876万2,000円の受け入れでございます。町が負担すべき医療費の法定分を一般会計から繰り入れたものが主なものでございます。

次に、第5款 繰越金では、次年度からの繰り越しはゼロでございます。

次に、第6款 諸収入では、181万6,000円の受け入れでございます。これは、第三者行為損害賠償納付金が主なものでございます。

先ほど、歳出の第2款 医療費のところでも申し上げましたように、対象者の減少によりまして、老人保健の支出が減少することも期待いたしておりましたが、平成16年度におきましては逆に増加に転じてしまったところでございます。このことから、重複・頻回受診者に対します訪問指導を充実するなど保健活動との連携をより一層密にし、高齢者一人当たりの医療費を抑え、支出の縮減に努めてまいりたいと考えております。

また、国におきましても検討をされております、高齢者の医療制度改革にも留意をしていかなければならない、このようにも考えているところでございます。

以上、簡単ではございますが、平成16年度老人保健特別会計の説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜りまして、原案どおりご認定をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○浦野委員長 老人保健特別会計につきまして説明が終わりました。

これに対する質疑をお受けいたします。里川委員。

○里川委員 今の部長の説明をなるほどなと思って聞いてたんですが、ただ、何度も言うように申しわけないんですが、私は、調剤のところの部分が気になりまして、ここで見ますと、15年度は、1件当たり1万994円、16年度になると、調剤費が、1件当たりが1万1,024円、やっぱり上がってます。国保の方の調剤費と比べましてもやはりかなり高いんですね、老健の方のこの調剤費、1件当たりがかなり金額高いんです。やっぱり継続的に、高齢者の方、やっぱり持病みたいなもので継続的に飲みになったりするのかなと思いますので、やっぱり服用の期間であったり、服用の継続性というものがあると思うので、やはりよりジェネリック医薬品なんかの啓蒙・啓発を進めていただきたいと思いますなと思って、この表、ずっといろいろ1件当たりなんかを見ながら考えてたんですが、そういったところでも医療費の抑制にぜひ努めていただきたいと思います。

先のとくに説明お聞きしたときに、県立三室病院ではゼロということをおっしゃって

おられましたけど、その辺はやっぱり県なんかとも協議をしていただいて、公立の病院ですので、少しでもやっぱり斑鳩町の方は三室病院、お年寄りの方行かれてる方多いですし、そういうところは、ぜひまた県と協議もしていただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○浦野委員長 清水健康推進課長。

○清水健康推進課長 調剤の関係でございます。

16年度につきましては、前年度よりも約1,100万円の973レセプト増加ということでございます。確かに、ジェネリックにつきましては、委員さんのおっしゃることも一部あるかと思えますけれども、現実的には、医療機関の経営方針によるものがありますものの、やはり言われていることにつきましては、顕著な気持ちで前向きに進めてまいりたいと思います。以上です。

○浦野委員長 里川委員。

○里川委員 せめて、公立病院ですので県との協議はやっぱりやっていっていただいて、斑鳩町の考え方なんかも県にちょっとでもご理解いただくように、ぜひしていただきたいことをお願いいたします。

○浦野委員長 ほかにございませんですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浦野委員長 ないようですので、これをもって、老人保健特別会計に対する質疑を終結いたします。

続いて、認定第5号 平成16年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての審査に入ります。説明を求めます。植村総務部長。

○植村総務部長 それでは、斑鳩町大字龍田財産区特別会計の執行状況等の概要説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

認定第5号

平成16年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について表記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

平成17年9月2日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、平成16年度の主な施策の成果、309ページをご覧いただきたいと思
います。

第1款 第1項 総務管理費では、予算現額23万円に対しまして、決算額が22万
8,070円で、執行率は99.1%となっております。

その主な事務事業につきましては、財産区財産の管理といたしまして草刈業務委託等
となっております。

また、平成11年10月12日に裁判所へ訴状の提出を行いました「建物収去土地明
渡請求事件」につきましては、平成17年6月27日に和解が成立いたしました。

その和解の内容でございますが、一つ目には、被告側に対し、解決金として1,50
0万円を支払う。二つ目といたしまして、建物及び棧橋等の工作物の解体撤去は被告に
おいて行う。3点目に、土地明け渡し期限を和解の成立した日から6ヵ月以内とする
というものでございます。今後につきましては、地元住民や水利組合とも十分協議し、適
切な管理に取り組んでまいりたいと考えています。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜りたいと思います。

○浦野委員長 大字龍田財産区特別会計につきまして説明が終わりましたので、これに対
する質疑をお受けいたします。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浦野委員長 ないようですので、これをもって大字龍田財産区特別会計に対する質疑を
終結いたします。

続きまして、認定第6号 平成16年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
の認定についての審査に入ります。説明を求めます。池田上下水道部長。

○池田上下水道部長 それでは、認定第6号 平成16年度斑鳩町公共下水道事業特別会
計歳入歳出決算の認定につきましてご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

認定第6号

平成16年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

標記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議
会の認定を求めます。

平成17年9月2日提出

斑鳩町長 小城利重

まず、主要な施策の結果報告書の311ページをお願いいたします。

歳入歳出決算額は、歳入総額12億81万3,000円、歳出総額11億9,016万2,000円となります。また、龍田北汚水幹線1工区工事の工期延長に伴い2億1,000万円の明許繰越を行っており、そのうち、一般財源といたしましては1,065万円を繰越しておりますことから、実質収支は1,000円でございます。

それでは、主な事業の成果についてでございますけれども、公共下水道事業につきましては、平成4年度より工事に着手し、平成16年度末の整備面積は約97ヘクタール、事業認可区域面積245ヘクタールに対し、整備率は約40%となっております。今後も多くの方々に公共下水道をご利用いただくために、整備区域の拡大を図り、快適なまちづくりに努めてまいります。

また、県流域下水道事業につきましては、安堵町域の中継ポンプ場及び斑鳩町域の龍田幹線管渠につきましてはこれで完成いたしております。

次に、供用開始に伴う事務事業でございますが、平成17年3月15日に供用開始の公示を行い、2週間の縦覧を経て、平成17年3月31日に供用の開始を行っております。また、斑鳩町排水設備指定工事店につきましては、平成16年度に新たに21社の登録申し込みがあり、合計57社となっております。

排水設備指定工事店には供用開始後に排水設備等の重要な責務を担っていただくこととなりますので、3月17日、18日及び31日の三日間に分けて排水設備指定工事店の責任技術者及び関係者に集まっていただき、斑鳩町排水設備の基準や事務の手續等について確認会議を開催し、供用の開始を向かえたところでございます。

それでは、312ページ、歳入決算の状況をご説明させていただきます。

予算現額14億2,278万1,000円に対し、決算額12億81万3,000円、執行率84.4%。前年度と比較いたしまして2億4,324万3,000円、16.8%の減となります。

歳入の主なものといたしまして、国庫支出金3億1,935万円、一般会計繰入金3億4,804万9,000円、町債5億740万円でございます。なお、前年度比の減といたしましては、龍田北汚水幹線1工区工事の工期延長に伴う2億1,000万円の明許繰越を行ったことによるものでございます。

続きまして、313ページの歳出決算の状況についてご説明いたします。

予算現額14億2,278万1,000円に対しまして、決算額は11億9,016万2,000円、前年度と比較いたしまして2億5,389万3,000円、17.6%の減となります。内訳といたしましては、下水道費8億8,651万5,000円、公債費3億364万7,000円でございます。なお、前年度比の減といたしましては、先ほどもご説明申し上げましたように、工期延長に伴います2億1,000万円の明許繰越を行ったことによるものでございます。

それでは、科目別にご説明を申し上げます。

314ページであります。

第1款 下水道費 第1項 下水道費 第1目 公共下水道費でございます。

予算現額9億5,295万4,000円に対し、決算額7億4,119万1,280円、執行率は77.7%でございます。

委託料では、測量設計業務委託1件と下水道台帳作成業務委託で2,793万円を支出いたしております。

補償補てん費では、面整備工事に伴う水道管移設工事といたしまして、8,841万5,547円の支出をいたしました。なお、先ほどもご説明いたしておりましたように、龍田北汚水幹線1工区工事の工期延長に伴い、2億1,000万円を平成17年度に明許繰越となったために前年度比減となっております。

工事概要につきましては、龍田北1丁目や法隆寺1丁目、法隆寺2丁目などの地域で整備を行い、管渠延長3,418メートル、整備面積12ヘクタールを施工いたしました。

次に、315ページの第2目 流域下水道事業費でございますが、予算現額1億6,608万2,000円に対し、決算額1億4,532万4,000円、執行率87.5%となります。

内容といたしましては、大和川上流流域下水道龍田川幹線管渠工事等の整備にかかる市町村負担金でございます。

次に、316ページ、第2款 公債費 第1項 公債費でございます。

第1目 元金では、予算現額1億7,938万9,000円に対し、決算額1億7,938万8,442円でございます。第2目 利子につきましては、予算現額1億2,435万6,000円に対し、決算額が1億2,425万8,202円となり、執行率

はそれぞれ99.9%でございます。

なお、最後になりましたけども、初日の町長提出議案説明でも述べさせていただいておりますが、引き続き、下水道の面的整備とともに、下水道利用促進に向けまして努力してまいりますので、委員皆様のご協力をよろしくお願いを申し上げます。

以上で、公共下水道事業特別会計の説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りまして、何とぞ原案どおりご認定賜りますようお願いを申し上げます。

○浦野委員長 公共下水道事業特別会計につきまして説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

里川委員。

○里川委員 予算額から見まして、決算額で、国庫支出金の方が1億465万円少なくなっていると。その分については、ここに上がっている工事費を繰越明許した分の国庫負担分というんですか、補助金の分がこういうふうに減っているということになって、その分が、その事業分の国庫の補助率というふうに、そういうふうに考えていったらええのかどうか、ちょっと教えといてください。

○浦野委員長 谷口下水道課長。

○谷口下水道課長 実際、2億1,000万円の明許繰越をいたしております。その分の財源といたしまして国費1億465万円、それを財源として繰り越しております。ですから、この分としまして、予算額でも減になっているということでご理解いただきますようお願いいたします。

そして、補助率につきましては、通常、公共下水道事業の場合、補助対象事業費の2分の1が国庫補助、補助金となりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○浦野委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浦野委員長 ないようですので、これをもって公共下水道事業特別会計に対する質疑を終結いたします。

続きまして、認定第7号 平成16年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審査に入ります。

説明を求めます。

中井住民生活部長。

○中井住民生活部長 認定第7号 平成16年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましてご説明を申し上げます。

まず初めに、議案書を朗読させていただきます。

認定第7号

平成16年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
標記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

平成17年9月2日提出

斑鳩町長 小城利重

本特別会計では、介護を必要とする方や、その家族が安心して介護サービスを受けることができるよう、介護保険制度の周知、要介護認定の普及・推進、サービスの安定的な供給などに努め、介護保険制度の適正な運営に努めているところでございます。

317ページにございますように、平成16年度の収支状況は、歳入決算額が12億3,999万3,983円、歳出決算額が12億1,353万4,160円、歳入歳出差し引き額が2,645万9,823円で決算を終えたところでございます。

歳入におきましては、国庫支出金、県支出金及び支払基金交付金につきまして、法令で定められております割合より約1,031万円多く受け入れましたことから、平成17年度におきまして償還を行うことといたしております。歳入歳出の差し引き額から国、県、支払基金への償還金と、過年度還付未済金を差し引きいたしました残りの額につきましては、介護給付費準備基金に積み立てを行うことといたしているところでございます。

それでは、予算の執行状況につきまして、歳出の部から、おのおの款ごとにご説明を申し上げますので、320ページをご覧くださいと思います。

第1款の総務費全体では、予算現額5,225万1,000円に対しまして、決算額は5,115万7,975円、97.9%の執行率となっております。

まずは、第1項の総務管理費でございますが、予算現額3,353万円に対しまして、決算額は3,294万4,591円、執行率は98.3%でございます。

介護保険業務に携わります職員の人件費及び事務執行に係ります経常経費の支出が主

なものでございます。

次に、321ページの第2項 徴収費では予算現額155万1,000円に対しまして、決算額は127万2,876円、82.1%の執行率でございます。

職員の人件費及び賦課徴収事務の執行に要します経費の支出が主なものでございます。

なお、平成16年度の介護保険料につきましては、第2期介護保険事業計画で示されました給付額に基づきまして、年間基準額3万7,000円の保険料の賦課となっております。現年度分特別徴収保険料の調定額は1億7,028万5,200円、現年度分普通徴収の調定額は3,828万900円、滞納繰越分普通徴収保険料の調定額は673万4,100円の、合計2億1,530万200円でございます。特別徴収につきましては100%の収納でございますが、普通徴収につきましては、納付額が3,496万4,500円で、収納率は、還付未済分を除きまして91.2%となっております。このことから、特別徴収と普通徴収とを合わせました収納率は98.4%になっているところでございます。

利用者に対しまして直接電話や訪問を行いまして、納付を促すことを中心とした取り組みを行っているところでもございます。また、さらなる口座振替の推進、制度の啓発等を行いまして、収納率の向上に努めていきたい、このように考えております。なお、普通徴収に係ります口座振替につきましては、第4期でございます2月8日現在では、44.8%となっております。

次に、323ページの、第3項 介護認定審査会議でございます。

予算現額1,662万4,000円に対しまして、決算額は1,646万1,018円で、99%の執行率でございます。

職員の人件費及び広域7町で介護保険認定審査会を設置いたしております王寺周辺広域休日応急診療施設組合に対しまして、負担金の支出、また、認定調査委託料、主治医意見書策定手数料等の経常経費の支出が主なものでございます。

次に、324ページの第4項 趣旨普及費でございます。

予算現額39万6,000円に対しまして、決算額は34万6,290円、執行率は87.4%でございます。

介護保険制度全般の周知用冊子を作成し、制度に対します周知啓発に努めたところでございます。

次に、325ページの第5項の介護保険運営協議会費でございます。

予算現額が15万円に対しまして、決算額は13万3,200円、88.8%の執行率でございます。

平成16年度におきまして2回の運営協議会を開催し、介護保険事業の健全かつ安定的な運営に関しましてのご審議を賜ったところでございます。

次に、326ページの第2款 介護給付費でございます。

介護給付費全体の予算現額は11億8,961万6,000円に対しまして、決算額は11億4,539万8,577円で、96.3%の執行率でございます。

当該科目は要介護認定及び要支援認定を受けられました被保険者等が、介護サービス、支援サービスを受けられた場合と、その費用の保険部分の支給を行う科目で、介護保険事業特別会計の歳出予算の過半を占める科目でございます。この保険給付費の支出の動向いかんによりまして、決算時におけます差し引き収支額が大きく影響をいたしてくる科目でもございます。決算額のうちで最も保険給付の額が大きい科目は施設介護サービス給付費でございます。保険給付全体の約54%を占めているところでもございます。この施設サービスの利用を保険給付額で見ますと、介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホームの給付額が最も多く、次いで、介護療養型医療施設、介護老人保健施設となっております。

残りの給付額のうち大半を占めておりますのが居宅サービスでございます。居宅サービスの中でも訪問介護サービスの給付額が最も多く、約1億6,179万円、次いで、通所リハビリテーションサービスで約9,565万円の給付額となっております。

項別の決算状況でございますが、まず、第1項の介護サービス等諸費では、決算額が11億299万4,477円で、96.2%の執行率でございます。

続きまして、228ページの、第2項の支援サービス等諸費の決算額は3,360万8,231円で、97.8%の執行率となっております。

続きまして、第3項のその他諸費では、これは、介護給付に係ります審査支払手数料で、決算額が179万2,080円、執行率は94.3%となっております。

続きまして、330ページの第4項 高額サービス等費の決算額は700万3,789円で、99.5%の執行率でございます。

このことから、介護給付費の総額は、介護保険事業計画の約101.5%となっております。本年度初めて給付額が事業計画の数値を上回る結果となったところでございます。

次に 331 ページの第 3 款 財政安定化基金拠出金でございます。

予算現額 9 万 6 千 7 百 00 円に対しまして、決算額が 9 万 6 千 6 百 835 円、99.9%の執行率でございます。

この財政安定化基金は、介護保険法に基づきまして各都道府県に設置をされており、通常の実績を行ってもなお生じてきます保険料収納率の悪化や、予定していた以上に給付費が増加するなどといったことによりまして、市町村の保険財政に不足が生じた際に資金の貸し付け等を行うことで、市町村の保険財政に生じる赤字、またはその赤字を補てんするための、一般会計から繰り入れを回避させ、保険財政の安定化を図るものでございます。

次に、332 ページの第 4 款 基金積立金でございます。

予算現額 1,385 万 3,000 円に対しまして、決算額は 1,385 万 3,000 円、100%の執行率でございます。

保険給付に対し、保険料収入に余剰が出た場合、将来の保険財政の安定化に供することを目的に、介護保険給費準備基金に積み立てをさせていただくものでございます。

次に、333 ページの第 5 款 諸支出金は、予算現額 2 万 6 千 2 百 4,000 円に対しまして、決算額 2 万 1 千 5 百 7,773 円、82.2%の執行率でございます。

平成 15 年度に受入超過となっております介護給付費の社会保険診療報酬支払基金への負担金の返還金が主な支出でございます。

次に、334 ページの第 6 款 予備費では、要介護認定に伴います主治医意見書作成手数料及び過年度分の過誤納保険料を被保険者等に還付をいたしますために、諸支出金に 1 万 1 千 8 百円を充用させていただいております。

続きまして、歳入の状況についてご説明を申し上げます。

318 ページにお戻りをいただきたいと思います。

第 1 款の保険料でございます。

歳入の第 2 項 徴収費でご説明を申し上げますので、この款につきましては省略をさせていただきたいと思います。

次に、第 2 款 使用料及び手数料では、550 円の決算額となっております。

次に、第 3 款 国庫支出金では、2 億 7,686 万 4,392 円の決算額でございます。第 1 項の国庫負担金は、介護給付費の 20%を受け入れるものでございますが、冒頭にご説明を申し上げましたとおり、法定分の割合以上に受け入れとなっておりますこ

とから、平成17年度におきまして、超過分619万8,285円を償還することといたしております。

続きまして、第2項の国庫補助金では、介護保険法に定められております市町村間の介護保険に係ります財政力の格差を調整するための調整交付金といたしまして3,939万8,000円の受け入れをいたしております。

次に、第4款 支払基金交付金でございます。

第2号被保険者の保険料としまして、介護給付費の32%を受け入れるものでございます。この科目におきましても、法定分の割合以上の受け入れをいたしておりますことから、翌年度精算といたしまして140万4,455円の超過分を平成17年度で償還をすることといたしております。

次に、第5款 県支出金でございます。

第1項の県負担金は、介護給付費の12.5%を受け入れるものでございます。当該科目も法定分の割合以上の受け入れを行っておりますことから、超過分の271万2,178円を平成17年度で翌年度精算として償還することといたしております。

次に、第6款 財産収入でございます。

介護保険給付費準備基金の利子といたしまして、1万8,725円の決算額となっております。

次に、第7款 寄附金につきましては、本年度ゼロでございます。

次に、第8款 繰入金で、2億2,838万6,114円の受け入れを行っております。この繰入金は一般会計から繰り入れます介護給付費繰入金及び職員給与費等繰入金、事務費繰入金や介護給付費準備基金から繰り入れます介護給付費準備基金繰入金によるものでございます。

なお、介護給付費繰入金は、介護給付費の12.5%分を受け入れているところでございます。

次に、第9款の繰越金でございます。

平成15年度の介護給付費の支出額、事業計画に対しまして少なかったことから、1,368万4,882円を次年度へ繰り越しを行いまして、平成16年度におきまして介護給付費準備基金に積み立てをさせていただいております。

次に、第10款 諸収入でございますが、過年度保険料徴収に伴います延滞料収入が主な受け入れで、2万9,975円の決算額となっております。

以上、簡単ではございますが、介護保険事業特別会計に係ります説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りまして、原案どおり、ご認定を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○浦野委員長 介護保険事業特別会計につきまして説明が終わりました。これに対する質疑をお受けいたします。

松田委員。

○松田委員 ここで言うべきなのか、あるいは後でお諮りをいただくことになるのかなというふうには思うんですけども、もし区切られてしまたらいかんので、ここではっきり言うときますけども。

特別会計の関係について、皆様、大体、質疑があつて、きてるんですけども、会計監査の上で指摘をされている状況を、特に国保の関係などについては、いわゆる次年度の繰上充用の関係でつじつま合わせをしていると。いつまでもそれではいかんよということも言われていますし、先ほどの下水道の関係につきましても、やっぱり斑鳩町の基金の取り崩しが行われていると。そこで2億5,581万8,000円が組み入れられていることによって対応されているということについても指摘をされているわけですね。

さらに、今回の介護保険給付の関係につきましても2,000万9,000円の繰り出しがされているということで、必然的に基金の取り崩しが行われることによって特別会計がようやく処理をされているという実態というのが指摘されているということを見て、我々としても、そのことについては注目する必要があるだろう。ただ、無定型に質疑がないということではなくて、そういう運用がされているということをちょっと考えながら、いかにして今後、この種の基金の切り崩しをなくしていくかどうかということが一つの大きな課題になってくると。そうでないと、合併問題で言ってますように、いずれ基金がなくなってしまうということになるから、云々といっているというところがここにあるわけですから。十分に、現状、単年度の関係で処理はできているものの、それぞれの会計の中においてはやっぱり基金の取り崩しを行って、ようやく会計処理が行われてきているんだという厳しい財政の現状というものを認識する必要があるということだけ指摘をしておきたいと、こう思います。

以上です。

○浦野委員長 里川委員。

○里川委員 321ページを見させていただきまして、私も常々、この徴収につきまして

は、普通徴収のところ、注目をいつもしてるんですけど、この部分をこう見ていきますと、15年度から16年度というふうに、かなりまたこれ未収になっているところの金額が増えてるんですけど、これ、やっぱり累積してきているのは、累積となってきた方が増えてきているというふうに見ればいいのか、いや、たまたま広く、遅れ遅れの収納になっているというだけなのか。私は、やっぱりかなりの方が累積して未収になってきてるのではないかなというふうに、この数字の増え方を見ると感じてるんですけど、この辺はどういうふうになってるんですか。

○浦野委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 介護保険料の収納状況でございますが、今、委員さんがご指摘いただきましたように、前年度の滞納額の収納から見ますと、14.3%という低い数字になっておりますことから、毎年、毎年残っていつている分が累積されている方も多いというふうに考えております。

また、その滞納につきましても、職員の方で訪問いたしまして、分納という形でも結構ですので、できるだけ納めるということをお願いをし、できるだけ職員が足を運びまして、収納率をできるだけ上げていこうということをやったものの、14.3%という結果になっておりますが、今後、さらに滞納を減らすということで努力していきたいというふうに思っております。

○浦野委員長 里川委員。

○里川委員 そうですね、これはかなり努力をしていただかないと、18年度からまた保険料改定になってきまして、いろいろまた保険料の値上げやら、階層なんかも考えてはいただくんやろうと思いますけど、これがだんだん累積ということになってきましたら、もうますます収納していただくのが難しい状況が生まれてくると。そして、介護保険法からいきましたら、この保険費から排除される、サービス利用から排除されてしまうような状況が起こってくる可能性もありますし、非常に難しい。いつもこれ聞いたら、いや、サービス利用してはる人は皆ちゃんと納めてくれてはりますねんと、こう返事してくれはるんですけど、でも、高齢者になってきたら、何か一つのちょっとした事故で、ほんまにそこから介護保険使わんならんようになってくる可能性というのは物すごいあるわけですから、ただ、使わないまま終わられる方も非常に多いことから、私は使わへんねんなんて言われるような方もあるのは事実ですわ。だけど、そのところはやっぱり理解していただいて、これ未収が累積になってきましたら、余計いただきにくくなると

思いますので、その解消については、やっぱり最大限努力をしていただきたいなということをお願いしておきたいと思います。

それと、特養の待機状況なんかは、16年度終わられてどの程度になってたのかなというの、このところもちょっと確認だけさせておいてほしいなと思います。

○浦野委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 特別養護老人ホームの待機状況でございますが、最近ではそういう調査はやられておられないわけです。平成15年の8月に県の方で県下一斉に調査されたということで、町村1村で調査するという事はなかなかできないもので、県下一斉ということでされた経過がございます。

そのときには、斑鳩町では63名の方が待機状況にあるということで、ただ、各施設同時に申請をされている方もおられまして、その中から、現在入院されておられるとか、また、施設に入居されている方とかいう方も申請だけはされているという場合もございました。それを除きまして、さらに追跡というか、調べましたところ、緊急性があるということは3名の方が待機の中にはおられるということになりました。ただ、この3名の方につきましても、現在、優先入所という形で、各事業所に1名優先入所ができるというシステムが平成15年の4月からできております。それによりまして、その状況につきましても、契約でありますので町村では余り情報が入ってこないわけではありますが、事業所と利用者の方との契約でそういう優先入所という形もとれるということがございますので、通常の待機の方と、それから緊急性があつて入所しなければならないという方をその施設によって検討されまして、入所判定委員会というのが設置されまして、そこで判定されて、緊急性の場合は緊急に入ることができるということになっておりますので、その辺は、各事業所または施設の方で対応されているというふうに思っております。

○浦野委員長 里川委員。

○里川委員 そういうシステムができて便利かなとは思いますが、緊急性についての判断というんですか、それはどこがやるということになってるんですか。

○浦野委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 各特養でしたら特養の中で、入所判定委員会というのを各施設の方で設置されまして、その中で、入所のときに一回、一回審査をして、入所される方を決められるというような制度になっております。

○浦野委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浦野委員長 ないようですので、これをもって介護保険事業特別会計に対する質疑を結びたいと思います。

これをもって、当委員会に付託されました議案の審査を終わります。

審査結果についての取りまとめをしたいので、暫時休憩いたします。

(午後 2時27分 休憩)

(午後 2時58分 再開)

○浦野委員長 それでは再開いたします。

認定第2号 平成16年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定については、賛否の討論を必要とするとの申し出がありますので、これより討論を行います。

まず、本件を認定することに反対の方の意見を求めます。

里川委員。

○里川委員 それでは、平成16年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から意見を申し上げます。

まず住基ネットについてですが、住民票の写しという、地方自治体の固有事務でありながら、政府が国の事務に利用できるよう、それは全国センターに1件10円で国の行政機関がシステムを利用するということになっておりますが、多額の費用がかかっている。国の方針に従ってやっている割には、国は交付税算入で幾らかは見ているものの、町が多額の費用を持っている。こういう点についても、こういった視点を持ちながら、しかも、対費用効果を見る中で、この事業について、より斑鳩町としてこれだけの費用を投入したことによる有効な利用方法というものについても考えていくべきであるというふうには考えるところです。そういったところについて、非常に弱い部分がこの間にあったというふうに指摘をさせていただきたいと思います。

また、組織のわかりにくさということでは、特に青少年問題協議会であったように、所管は教育委員会、でも、会計では町長部局というふうになっておりますが、やはりなぜ町長部局に会計があるのかということなんかもきちっと考えていただいて、せめて巡回指導などやるときには、防犯関係なんかとの連携というものが必要なのではないかと。我々委員にもそういうところが見えてこない、委員にすら見えてこないという状況はやはり問題があるのではないかとこのように感じます。

行政の効率的運営と部局の連携と常に見直しをしながら、そういった体制についても強化をしていっていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

また、医療費抑制の手段の一つに、ジェネリック医薬品への取り組みということは早くから私たちは申し上げてまいりましたけれども、それについての意識が、非常にこの間、この審査をさせていただく中で弱かった。このことは非常に残念であると言わざるを得ないと思っております。

また、幼児健康診断につきましても、常々、早期発見と早期対策ということを上げてきたにもかかわらず、16年度においては、受診率が11%以上も低下していたことについて、非常にこれについても対応がまずかったのではないかと。我々が意見を申し上げてきているにもかかわらず、対応していただけなかったというふうに私は感じております。

3歳半を過ぎてからやる健康診断よりも、3歳になってすぐにやっていただきたいという意見も、これは申し添えておきたいというふうに思います。

また、5つ目としましては、JR法隆寺駅周辺整備について、この事業につきましては、多額の費用をかけてバリアフリー化を図るというものでありますけれども、住民への周知と理解を求める姿勢に少し欠けているのではないかとこのように思います。今後も、協定書にあるように追加工事が出てきたら、斑鳩町の負担となることを考えても、より広く、より多くの住民に理解をしてもらおうという姿勢をきちっと持っていただきたいというふうに考えます。

また、6つ目としましては、人権教育、そして人権問題対策、こういった問題についてですが、今回の決算に当たりまして、人権教育、同和教育と列記をされて全部出てまいりました。総務部局でも、住民生活部局でも、教育委員会でも、すべてがそういう認識でそういう列記をされているという、並列列記をされていたということの意味合いについて、私はすごく不信を感じています。そして、教育長にもいろいろお尋ねをしましたが、姿勢については、私自身は理解ができる状態ではありませんでした。

これに関しまして、特定の団体の研修に多くの職員を公費で派遣をしていることや、また、特定の団体が発行する副読本を各学校へ機械的に毎年配っているような様子が見えるということについては、こういう財政事情の中でいかなるものかなということについては指摘をさせていただいておきたいと思います。

また、土地開発公社の損失補償も、16年度では5,019万1,366円というこ

とで上がっておりますが、これは、町民一人当たり1,745円という金額になります。これは、ほかの事業に置きかえましてもかなりの金額のものとなることから、今後とも慎重に取り組まれないということをお願いしておきたいと思っております。

また、対費用効果と住民周知に寄与する政策について、行政評価については早くから言ってきておりますが、なかなか取り組めていない状況であるばかりか、住民に理解、納得してもらえそうな対策が不十分であるというふうに私自身は感じております。一般的に周知をするのに、広報が万能のように考えておられるのではないかと思う感がございます。若い人や子どもたち、そして、より多くの人たちに行政に参加していただく、協力していただく、また理解を得る、こういった手段、企画、こういったものが、今まさに行政に求められているのではないかというふうに考えるところです。

こういったことについても、今後、さらに行政として心がけていっていただきたいというふうに感じております。

以上、主な点について述べさせていただきました。

これまで、私たちは予算要望もし、議会でもいろんな意見を申し上げてきたこと、こういったことが取り入れられていることもございます。評価ができる点もあるのですが、これら、今申し上げましたような内容につきまして、やはり今後、町に対しては強く求めておきたい内容でございますので、これらをもちまして私の反対の意見とさせていただきます。

○浦野委員長 次に、本件を認定することに賛成の方の意見を求めます。

坂口委員。

○坂口委員 それでは、認定第2号 平成16年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から意見を申し述べさせていただきます。

私は、この決算の審査に当たりまして、当該予算の執行によって当初予定されていた行政目的が達成されたのか、また、行政効果が上げられているのか、そして、それが適正な費用で執行されているのかなどを主点として見てまいりました。

平成16年度における行政施策の成果は、一部の取り組みについては審議の中で厳しく指摘がありましたように物足りなさも感じられますが、その大筋については、町長からの提案説明及び決算特別委員会における説明のとおり、町長の施政方針どおり執行され、一定の行政効果が上げられているものと考えます。

また、町政を進めていくに当たりましては、何よりも大事なものはその基盤となる町

財政の健全化であります。町財政の健全化に向けて、基金の取り崩しによって厳しい財政予算を計上して執行されておりますが、持続可能な財政体質の確立に全力を挙げて取り組まれることを、私は強く期待しております。

また、理事者におかれましては、この決算審査を通して議論されたことを真剣に受けとめられまして、町政の発展に邁進されることを願いまして、私の賛成意見とさせていただきます。

委員皆様のご賛同、よろしく願いいたします。

○浦野委員長 本件については賛否両論あります。

よって、これより採決を行います。

本件を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○浦野委員長 賛成多数であります。

よって、認定第2号 平成16年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定については、当委員会として賛成多数により、原案どおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号 平成16年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてお諮りいたします。

本件については、当委員会として認定すべきものと決することにご異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○浦野委員長 異議なしと認めます。

認定第3号 平成16年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、当委員会として満場一致で認定すべきものと決しました。

次に、認定第4号 平成16年度斑鳩町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてお諮りいたします。

本件については、当委員会として認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○浦野委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第4号 平成16年度斑鳩町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定については、当委員会として満場一致で認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号 平成16年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定

についてお諮りいたします。

本件については、当委員会として認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○浦野委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第5号 平成16年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定については、当委員会として満場一致で認定すべきものと決しました。

次に、認定第6号 平成16年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてお諮りいたします。

本件については、当委員会として認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○浦野委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第6号 平成16年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、当委員会として満場一致で認定すべきものと決しました。

次に、認定第7号 平成16年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてお諮りいたします。

本件については、当委員会として認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○浦野委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第7号 平成16年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、当委員会として満場一致で認定すべきものと決しました。

以上をもちまして、本会議から付託を受けました議案の審査はすべて終了いたしました。

なお、審査の結果報告については、正副委員長にご一任いただきたく存じますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○浦野委員長 ありがとうございます。それでは、そのように取り計らってまいります。

それでは、閉会に当たり、町長のあいさつをお受けします。

小城町長。

○小城町長 皆様方には、大変長時間というか、9月12日から、13、14、3日間、慎重審議を得ました。

特に、今回の決算審査特別委員会では、やはりこの財政の関係等、あるいはまた費用対効果等いろいろな角度から審議をいただきまして、この関係等について、我々受け賜った関係等については、18年度の関係等について、これを十二分に精査しながら予算をしまいたいと思います。

いずれにいたしましても、やはりこの報酬とかいろいろな関係等もたくさんございますけども、やはり削っていくべきところは削っていく、あるいはこういうことについて、住民の方々に理解をいただくような関係等にしてまいりたいと考えております。

特別会計等につきましては、すべて満場一致でございますが、その中でも、特にやっぱり国民健康保険については、繰上充用しておる2億5,000万等の赤字がございます。この関係等について、委員から出てまいりましたように、17年、今年、来年にかけて、一応、国民健康保険の委員会等に十二分に諮って行って、そして、その関係等について、やっぱりこの赤字をどうすべきかということをやっぱり結論を出していかなかったら、いつまでも延ばしていくということもできません。そういうことでございます。

また、介護保険の関係等については来年からまた変わってまいりますけども、やはり何を言いましてもやっぱり滞納、国民健康保険も一緒ですが、滞納の関係等についてはやっぱり大変なことでございます。この介護保険につきましても、576万、16年度決算出ますように、やっぱり滞納の関係等については整理をしなければいけませんし、職員も十分、今整理をしておるんですが、なかなか追いつかないというのが現状でございます。

そのことを踏まえながら、この16年度の決算の認定を賜ったところ、いろいろと委員の皆様には、大変長時間、暑い中ご苦労いただきまして、斑鳩町の今後のいろいろな関係等についてご意見を伺ったわけでございます。これからも精力的に皆さんとともに頑張りたいと思います。

どうも、3日間、ありがとうございました。

○浦野委員長 これをもって、決算審査特別委員会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

(午後 3時15分 閉会)